2024年8月29日

インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書

インフラファンド発行者名
エネクス・インフラ投資法人
代表者名　　執行役員　松塚　啓一
（コード：9286）
問合せ先　　ＴＥＬ．03-4233-8330

管理会社名
エネクス・アセットマネジメント株式会社
代表者名　　代表取締役社長　松塚　啓一

１．基本情報

（１）コンプライアンスに関する基本方針

①　本投資法人

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関として役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。本投資法人の定時役員会は、3か月に1回以上開催され、定時役員会において、執行役員は、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等を報告するものとされています。

本投資法人と本資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約には、本資産運用会社が規約の基準に従って運用ガイドライン（本投資法人に係る運用実施ガイドラインを含みます。以下同じです。）を策定すること及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）、本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）、運用ガイドラインその他の本資産運用会社の社内諸規則に従って委託業務を遂行することが定められています。また、本資産運用会社が策定する資産管理計画、年度運用計画等につき本投資法人の承認を要求し、かつ、本投資法人に対する報告義務を本資産運用会社に負わせることにより、本投資法人の投資リスクを管理しています。

さらに、本投資法人は、内部者取引管理規則を制定し、役員によるインサイダー取引等（インサイダー情報を利用した取引その他の不適切な取引をいいます。以下同じです。）の防止に努めています。

② 管理会社

本資産運用会社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つと位置付けており、取締役会、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・リスク管理委員会により、コンプライアンスを推進する体制を整備しています。取締役会は、コンプライアンスの推進に関する基本方針その他の基本的事項を決定し、また、コンプライアンスの推進状況について、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・リスク管理委員会に適宜報告を求めることができます。また、取締役会は、投資委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会の外部委員並びにコンプライアンス・オフィサーの任命を決議します。

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令やルールを遵守する企業風土を醸成することに努めます。なお、コンプライアンス・オフィサーは、運用ガイドライン及び資産管理計画書等の制定・変更、個別資産の取得等の議案の上申に際して、所定の必要書類が整っていることを確認した上で、法令違反等コンプライアンス上の重大な問題の有無につき事前の審査を行います。さらに、コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長として、本資産運用会社内のコンプライアンスに関する事項を統括します。具体的には、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等のコンプライアンスに関連する規則の立案・整備及びコンプライアンス・プログラムに基づく、本資産運用会社の役職員に対する定期的な指導・研修、法令等の遵守状況の検証等の業務を行います。

インターナル・オーディターは、内部監査担当責任者として、原則として、内部監査計画書に基づいて、各部署に対する内部監査及び特定の業務又は課題等に関連するテーマ別の内部監査を年1回以上行わなければなりません。なお、各部署に対する内部監査にテーマ別の内部監査を包括して行うことを妨げられません。内部監査担当責任者は、内部監査終了後、内部監査において重要度が高い問題点等が多く発見された場合には、改善すべき事項を記載した指摘・改善事項通知書を作成し、被監査部署に対し指摘事項を通知し、改善を要請するものとします。内部監査担当責任者は、内部監査終了後遅滞なく合理的証拠に基づき内部監査報告書を作成し、被監査部署に通知するとともに、取締役会及び社長に報告しなければなりません。内部監査報告書には、内部監査実施中に発見した重要な指摘事項及び改善要請事項を記載します。被監査部署は、内部監査報告書に記載された改善要請事項について、遅滞なく改善しなければなりません。内部監査担当責任者は、指摘・改善事項通知書を被監査部署へ提出した際に、当該指摘・改善事項通知書に記載された指摘事項及び改善要請事項の内容及び数量等に基づき、改善の必要性が高いと判断した場合には、被監査部署の長に改善計画書の提出を求めることができます。内部監査担当責任者は、指摘事項及び改善要請事項の是正、改善状況を確認し、取締役会及び社長に報告するものとします。

（2）投資主の状況

(2024年5月31日現在)

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数 (口)	比率(注) (%)
三木　正浩	該当事項はありません。	10,000	1.8
伊藤忠エネクス株式会社	管理会社である本資産運用会社の親会社。 本投資法人のスポンサー。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサー・サポート契	9,786	1.8

	約を締結。 本投資法人の設立時及び新投資口発行時に出資。		
株式会社愛知銀行	該当事項はありません。	5,606	1.0
野村證券株式会社	該当事項はありません。	5,549	1.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	該当事項はありません。	5,010	0.9
株式会社福岡銀行	該当事項はありません。	4,727	0.8
株式会社東日本銀行	該当事項はありません。	4,659	0.8
大和信用金庫	該当事項はありません。	4,139	0.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	該当事項はありません。	4,100	0.7
一般財団法人化学研究評価機構	該当事項はありません。	3,703	0.7
	上位10名合計	57,279	10.3

（注）　「比率」は、発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（3）管理会社の大株主の状況

（2024年8月28日現在）

氏名・名称	投資法人、管理会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 （株）	比率（注） （%）

伊藤忠エネクス株式会社	前記「（３）投資主の状況」をご参照ください。	8,160	50.1
三井住友信託銀行株式会社	管理会社である本資産運用会社の主要株主。 本投資法人のスポンサー。 本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結。 本投資法人の設立時及び新投資口発行時に出資。	3,664	22.5
株式会社マーキュリアホールディングス	本投資法人及び本資産運用会社との間でスポンサー・サポート契約を締結し、本投資法人の設立及び新投資口発行時に出資した株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社。	3,664	22.5
Maiora Research Japan 合同会社	管理会社である本資産運用会社の株主。	799	4.9
	上位４名合計	16,287	100.0

（注）　「比率」は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（４）投資方針・投資対象

①　ポートフォリオ構築方針

（ｉ）ポートフォリオ構築方針の基本的考え方

本投資法人は、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象とします。再生可能エネルギー発電設備等のうち、太陽光発電設備等への投資割合は50%以上、太陽光発電設備等以外の投資対象として、風力発電設備等、水力発電設備等及びバイオマス発電設備等に対して50%以下の比率（取得価格ベース）で投資を行います。

種類	投資比率 (取得価格ベース)	特徴
太陽光発電設備等	50%以上	・太陽光がエネルギー源のため、基本的に設置する地域に制約がなく、導入が容易 ・システム的に可動部分が少ないため、機器のメンテナンスが比較的少ない ・災害時などに、貴重な非常用電源として使用可能

風力発電設備等(注1)	50%以下	・再生可能エネルギー(注2)の中では発電コストが比較的低い ・風力エネルギーは高効率で電気エネルギーに変換が可能 ・風況次第では夜間でも発電が可能
水力発電設備等(注1)		・エネルギー変換率が80%と、他の再生可能エネルギーに比べて高い ・山が多く起伏に富んでいる日本に向いている発電方法
バイオマス発電設備等(注1)		・廃棄物の再利用や減少につながり、循環型社会構築に寄与 ・廃棄物を資源として利用することで、地球環境の改善に貢献が可能

太陽光発電設備等への投資に際しては、設備規模、日射量及び気候その他の気象条件、電気事業者(注3)及び送電事業者(注4)（以下「電気事業者等」といいます。）との系統連系の容易性その他の立地条件、自然災害リスク及び土地履歴等の環境条件、太陽電池モジュール（太陽光パネル）及びパワーコンディショナーその他の機器・資材の製造業者及び性能その他の技術的要件、当該発電設備の過去における発電実績（もしあれば)、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度における調達価格及び残存する調達期間その他の固定価格買取制度の適用条件、並びに敷地の取得・使用条件又は賃借等の条件を総合的に検討し、投資対象の選定を行います。

太陽光発電設備等以外の再生可能エネルギー発電設備等への投資に際しても、太陽光発電設備等への投資に準じた検討を行います。

（注1） 太陽光発電設備等以外の資産については取得予定資産に含まれておらず、現時点において具体的な取得予定はありません。

（注2） 「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスをいいます。以下同じです。

（注3） 「電気事業者」とは、再エネ特措法第2条第1項に定める電気事業者をいいます。以下同じです。

（注4） 「送電事業者」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号。その後の改正を含みます。）第2条第1項第11号に規定する送電事業者をいいます。以下同じです。

（ⅱ）投資基準

a. 立地地域

本投資法人が取得を検討する太陽光発電設備等は、主として日本国内に立地するものとします。ただし、海外への投資を妨げないものとします。なお、海外に立地する太陽光発電設備等に投資する場合には、あらかじめ投資方針、投資対象国・地域及び投資基準等を定め、リスク管理体制を整備するものとします。

b. 固定価格買取制度の適用等

本投資法人が取得を検討する日本国内の太陽光発電設備等は、原則として、当該太陽光発電設備等に係る認定事業者(注1)が既に電気事業者との間で特定契約(注2)を締結し、事業計画認定(注3)を受け、電気事業者等との系統連系が完了し、かつ、当該特定契約に基づく電気の供給を既に開始した太陽光発電設備等とします。ただし、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」といいます。）の規則その他関連諸法令及び諸規則に従い認められる限度で、未稼働の太陽光発電設備等又は事業計画認定を受けていない太陽光発電設備等に投資することができるも

のとします。

本投資法人は、固定価格買取制度の適用を受ける太陽光発電設備等に投資する際には、当該時点における物価水準等の経済環境を踏まえて、当該太陽光発電設備等に適用される調達価格、残存する調達期間及び出力制御のルールその他の固定価格買取制度の適用条件を考慮します。

本投資法人は、太陽光発電設備等に投資する際には、当該太陽光発電設備等について締結されている特定契約及び接続契約の条件を考慮します。なお、特定契約に基づく電気の買取価格は、当該太陽光発電設備等に適用ある調達価格と同額又は実質的にそれ以上の金額とします。

（注1） 「認定事業者」とは、事業計画認定（下記(注3)で定義します。）を受けた者をいいます。以下同じです。

（注2） 「特定契約」とは、調達期間を超えない範囲内の期間にわたり、認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を供給することを約し、電気事業者が調達価格によりこれを調達することを約する契約をいい、以下「売電契約」ともいいます。以下同じです。

（注3） 「事業計画認定」とは、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画について、再エネ特措法第9条第3項に定める認定をいいます。以下同じです。

c. 発電出力

本投資法人が取得を検討する太陽光発電設備等の発電出力は、原則として500kW以上とします。ただし、発電出力が500kW未満である太陽光発電設備等についても投資資産の収益性、オペレーター及び地域性等を勘案の上、厳選して取得を行うことができるものとします。なお、太陽光発電設備等の発電出力は、太陽電池モジュールの容量とパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方の数値とします。

d. 環境条件

本投資法人は、太陽光発電設備等に投資する際には、当該太陽光発電設備等の設置場所又は近接する適当な箇所における日射量その他の気象条件、自然災害等リスク、太陽光発電設備等に係る太陽電池モジュールの容量・効率等、パワーコンディショナーの容量・効率等、太陽電池モジュールの配置、角度等、日影等の周辺環境を踏まえて第三者によって算定された推定発電量を考慮するものとします。

本投資法人は、立地地域の気象条件等（降雪量、降雨量、降灰量及び風量を含みます。）や設置場所の地形、地盤、その他自然災害等のリスク等を考慮し、それらに適合する設計及び仕様により設置されたと判断した太陽光発電設備等について、ポートフォリオ構築方針等への適合性を総合的に勘案の上、太陽光発電設備等の取得を検討します。

e. 電気事業者等との系統連系その他の立地条件

本投資法人は、太陽光発電設備等に投資する際には、当該太陽光発電設備等と電気事業者等の系統との接続地点までの距離、変電設備及び鉄塔等の当該太陽光発電設備等から系統への送電設備の設置状況及び当該設置場所に関する権利関係、その他の立地条件を考慮の上、長期的運用に支障がないと判断できる太陽光発電設備等の取得を検討します。

f. 太陽電池モジュールの製造業者及び性能その他技術的要件

本投資法人は、太陽光発電設備等に投資する際には、当該太陽光発電設備等に用いられている太陽電池モジュール、パワーコンディショナーその他の機器・資材について、製造業者が提供する保証の内容、製造実績、製造業者の立地、能力及び信用力等について検証し、考慮します。

本投資法人は、太陽光発電設備等に用いられている太陽電池モジュール、パワーコンディショナーその他の機器・資材の性能その他の技術的要件につき、当該太陽光発電設備等が立地する場所の気象条件、地理条件その他の立地条件を踏まえ、本投資法人が適正と考える一定の水準を満たすと判断できる太陽光発電設備等の取得を検討します。

g. 過去における発電実績

本投資法人は、太陽光発電設備等に投資する際には、当該太陽光発電設備等における過去における発電実績があれば、当該実績を考慮します。

h. 太陽光発電設備等の設置、保守、運用に必要な用地の確保

太陽光発電設備等の設置、保守、運用に必要な用地（太陽光発電設備等の送電線の送電線敷設用地を除きます。）は、原則として、所有権、賃借権又は地上権によって確保することとし、登記により対抗要件を具備するものとします。賃借権又は地上権の場合には、原則として、その期間を20年以上とします（契約期間がそれより短い場合でも、更新条項等の存在より実質的に20年以上の期間が確保されていると評価できる場合を含みます。）。

送電線敷設用地は、その属性及び使用目的に従い適切な使用権原又は使用のための許認可を確保することとします。

i. 事業用地の境界確定に関する方針

i. 本投資法人が太陽光発電設備等を取得するにあたっては、本投資法人がその事業用地を取得するか否かにかかわらず、隣地との間の境界が確定していることを原則とし、境界が確定していない場合には境界確定を実施します。

ii. 前記i.にかかわらず、各隣地との境界が以下のいずれかに該当し、境界未確定のリスクが限定的と判断する場合には、例外的に、当該境界の確定を実施しないことができるものとします。

(a) 国土調査法（昭和26年法律第180号。その後の改正を含みます。）（以下「国土調査法」といいます。）に基づく地籍調査が完了している場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている太陽光発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。

(b) 当該境界について現況測量が実施されており、かつ、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じていない場合。

(c) 当該境界と太陽光発電設備との間に十分なバッファー（間隔）がある場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている太陽光発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。

(d) 当該境界について境界確定を行うことが実務上難しい場合であって、隣地の所有者又は管理者から境界に関する指摘がなされておらず、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。なお、太陽光発電設備等の取得にあたって、原則として、当該隣地の所有者に対して、境界に関する問題を認識しているか否かの確認を行う。

(e) 太陽光発電設備等に係る売買契約において、境界未確定の部分においてフェンス、アレイ(注)その他の設備が隣地に越境していることが判明した場合、当該設備の移設その他越境の解消に要する費用を売主に負担させることが合意されており、境界未確定のリスクが発現した場合においても本投

資法人が損害を被るおそれが限定的と判断できる場合。なお、売主に対して費用請求できる期間については、一定の制限（原則として、2年間を下限とする。）を設けることができるものとします。

（注）　「アレイ」とは、太陽電池モジュールを複数枚並べ、直列や並列接続し、架台等に設置したものをいいます。以下同じです。

iii. 前記ii. (c)に規定する「境界と太陽光発電設備との間に十分なバッファー（間隔）がある場合」に該当するか否かは、境界とフェンス、アレイその他の設備との距離並びに境界部分及びその周辺の地形その他の状況を総合的に勘案して判断します。かかる文脈における「境界」とは、公図、現地の状況、周辺の境界標等を勘案して境界が存在すると推測される箇所をいいます。

j.　太陽光発電設備等以外の再生可能エネルギー発電設備等

本投資法人は、太陽光発電設備等以外の再生可能エネルギー発電設備等に投資する際には、当該再生可能エネルギー発電設備等の種類及び特徴を勘案の上、前記（ｉ）及び本（ｉｉ）を準用し、又は必要に応じ運用ガイドラインの変更を行って検討を行い、太陽光発電設備等への投資と同等の利益が得られるものとして本投資法人が適正と考える一定の水準を満たすと判断したものに投資するものとします。

② 投資対象とする資産の種類

本投資法人が投資する資産の種類は、以下のとおりとします。

（ｉ）再生可能エネルギー発電設備・不動産等

a.　再生可能エネルギー発電設備

b.　再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産（以下「不動産」という場合かかる不動産を意味します。）

c. 再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産の賃借権（以下、本項において、「不動産の賃借権」という場合かかる不動産の賃借権を意味します。）

d.　再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する地上権（以下、本項において、「地上権」という場合かかる地上権を意味します。）

e.　再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（再生可能エネルギー発電設備、不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含みます。）

f.　信託財産を再生可能エネルギー発電設備、不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

g.　当事者の一方が相手方の行う前記 a. から f. までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分」といいます。）

h.　信託財産を主として再生可能エネルギー発電設備・不動産等に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

i.　外国の法令に基づく前記 a. から d. までに掲げる資産及び外国の法令に準拠して組成された前記 e. から h. までに掲げる資産

（ⅱ）再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券（裏付けとなる資産の 2 分の 1 を超える額を再生可能エネルギー発電設備・不動産等に投資することを目的とする

次に掲げるものをいいます。）

a. 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）第2条第9項に定めるものをいいます。）
b. 受益証券（投信法第2条第7項に定めるものをいいます。）
c. 投資証券（投信法第2条第15項に定めるものをいいます。）
d. 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定めるものをいいます。）（前記（ｉ）e.、f.又はh.に掲げる資産に該当するものを除きます。）
e. 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券でa.からd.までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの

（ⅲ）前記（ｉ）及び（ⅱ）に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資することができます。

a. 預金
b. コール・ローン
c. 金銭債権（ただし、前記a.及びb.に該当するものを除きます。）
d. 国債証券（金融商品取引法第2条第1項第1号に定めるものをいいます。）
e. 地方債証券（金融商品取引法第2条第1項第2号に定めるものをいいます。）
f. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第2条第1項第3号に定めるものをいいます。）
g. 資産流動化法第2条第9項に定める特定社債券
h. 社債券（金融商品取引法第2条第1項第5号に定めるものをいいます。）
i. 株券（実質的に再生可能エネルギー発電設備・不動産等若しくは再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券に投資することを目的とするもの又は再生可能エネルギー発電設備・不動産等若しくは再生可能エネルギー発電設備・不動産対応証券への投資に付随し若しくは関連して取得するものに限ります。）
j. 公社債投資信託の受益証券（投信法第2条第4項に定める証券投資信託の受益証券のうち、前記d.、e.若しくはh.又は後記l.若しくはm.に掲げる資産等への投資として運用することを目的としたものをいいます。）
k. 投信法第2条第20項に定める投資法人債券
l. コマーシャル・ペーパー（金融商品取引法第2条第1項第15号に定めるものをいいます。）
m. 譲渡性預金証書
n. 信託財産を前記a.からm.までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とした金銭の信託の受益権
o. デリバティブ取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第3条第2号に定めるものをいいます。）
p. 不動産、不動産の賃借権及び地上権並びにそれらを信託する信託の受益権（それらに付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）（(i) b.から e.に該当するものを除く。）

(iv) 本投資法人は、前記(ⅰ)、(ⅱ)及び(ⅲ)に定める特定資産のほか、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産への投資に付随して取得する以下に掲げる資産に（ただし、後記 l. については、本投資法人が借入れを行うために必要な場合に限り）投資することがあります。

a. 商標法（昭和 34 年法律第 127 号。その後の改正を含みます。）に定める商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権
b. 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。その後の改正を含みます。）に定める温泉の源泉を利用する権利、観光施設財団抵当法（昭和 43 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）に定める温泉を利用する権利及び慣習法上の権利として認められる温泉権又は温泉利用権並びに当該温泉に関する設備等
c. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく算定割当量その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）
d. 再生可能エネルギー発電設備・不動産等に付随する器具備品等の民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上の動産
e. 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含みます。）に定める著作権等
f. 民法上の組合の出資持分（ただし、再生可能エネルギー発電設備、不動産、再生可能エネルギー発電設備若しくは不動産の賃借権若しくは地上権を出資することにより設立され、又はこれらの資産を保有することを目的に設立され、その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限ります。）
g. 地役権
h. 資産流動化法第 2 条第 6 項に定める特定出資
i. 会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に定める合同会社の社員たる地位
j. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。その後の改正を含みます。）に定める一般社団法人の基金拠出者の地位（基金返還請求権を含みます。）
k. 信託財産として前記 a. から j. までに掲げる資産を信託する信託の受益権
l. 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号。その後の改正を含みます。）に定める出資
m. 各種保険契約に係る権利
n. その他、保有する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運用に必要なものとして、投資口を上場する金融商品取引所等が認めるもの

(v) 金融商品取引法第 2 条第 2 項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、前記(ⅰ)から(ⅳ)までを適用するものとします。

③ デュー・ディリジェンスの実施

運用資産(注1)の取得を決定するに際しては、売主から提供される情報に加えて、原則として、本資産運用会社の委託業務管理規程に定める一般的な選定基準を充足し、業務経験が5年以上であり、かつ、運用資産の分類において業界内での評価が高い第三者たる専門家によるバリュエーションレポート(注2)、不動産鑑定評価書、テクニカルレポート(注3)を取得するほか、必要と判断する場合にはその他の第三者たる専門家の報告書等を取得し、下記にあげる調査項目に基づき、経済的調査、物理的調査及び法的調査を適正かつ十分に実施し、当該運用資産の投資対象としての妥当性を検討します。

（注1） 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産へ投資する場合の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備等を含みます。以下、本「③ デュー・ディリジェンスの実施」において同じです。

（注2） 「バリュエーションレポート」とは、投信法等の諸法令、投信協会の定める諸規則並びに本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準に基づき、再生可能エネルギー発電設備の価格等の調査をし、その結果の報告を行う書類をいいます。以下同じです。

（注3） 「テクニカルレポート」とは、発電量予測や修繕計画を専門業者が調査し、その結果を報告した書類をいいます。以下同じです。

評価項目		調査事項
経済的調査	取得価格	バリュエーションレポート及び不動産鑑定評価書に記載の評価基準、評価方法等の合理性・妥当性 本資産運用会社による評価額と不動産鑑定評価書及びバリュエーションレポートの評価額との差額及びその理由
	収益関係 （事業性調査を含みます。）	同種、同規模の運用資産に係る賃料水準 運用資産の事業に伴う費用（保険等）の見積額 見込まれる賃貸借契約の条件（賃貸期間、解除事由等） 運用資産に適用される調達価格及び残存調達期間 運用資産に係る売電収入及び将来予想される修繕保守費用等の売電事業に伴う費用の見通額 各種エネルギー価格の動向 国内の総電力需給及び電源ごとの需給の見通し 発電した電力の買取総量の変動の可能性（出力制御の影響等） 調達期間満了後の買取価格の見通し パネル増設等出力増加及びこれに伴う買取価格変更の可能性 FIT 制度改正の可能性 国又は地方公共団体等からの補助金等の支給の見込み
	オペレーター等運営体制	オペレーターの事業の内容、財務の状況、運用資産の管理・運営の体制及び従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の管理・運営の実績その他オペレーターとしての業務遂行能力及び体制に関する事項（反社会的勢力に該当しないことの調査を含みます。） オペレーターの受託業務に必要となる許認可等の取得状況、維持状況等 O&M 業者（本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備等の保守管理等の業務（以下「O&M 業務」といいます。）を受託する者をいいます。以下同じです。）その他の発電事業の運営に必要な業者（以下「O&M 業者等」といいます。）の事業の内容、財務の状況、再生可能エネルギー発電設備の O&M 業務等の体制及び従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の O&M 業務等の実績その他 O&M 業者等としての業務遂行能力及び体制に関する事項（反社会的勢力に該当しないことの調査を含みます。） オペレーター又は O&M 業者等がその業務を継続することができなくなった場合の対応策 大規模な自然災害等が発生した場合の事業継続及び復旧計画

物理的調査	発電設備・ 仕様	売主から提供される発電設備・仕様に関する情報の内容及び正確性 テクニカルレポートによる発電設備の主要項目（主要構造、設計、設備仕様、設計・製造業者等）及び想定発電量（太陽光発電設備がゴルフ場跡地等の傾斜地に設置され、当該傾斜が発電量に影響する可能性が高いと見込まれる場合、当該傾斜を反映した想定発電量） 立地条件への適合性（太陽光発電設備の場合は日射量、積雪量、気温等。風力発電設備の場合は風況、環境影響等。水力発電設備の場合は高低差、流水量等。バイオマス発電設備の場合は燃料供給元からの距離・アクセス等。） 再エネ特措法に定める認定基準への適合に関する事項 現地調査による発電設備の現況、周辺環境
	土地・立地	土地利用の状況 運用資産へのアクセス性、電気事業者等の送電用又は配電用電気工作物との接続の状況
	耐震性能判断	地震 PML 値（予想最大損失率）（注 1）
	将来の修繕の可能性等	テクニカルレポートによる将来の修繕の可能性 過去の修繕履歴 設備等の更新費等の負担及びその妥当性
	環境・土壌等	地質状況、土地利用履歴、土壌汚染等の環境等 運用資産が周辺環境に及ぼす影響
法的調査	違法性	関係法令（再エネ特措法、電気事業法その他の電気事業関連法規、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。その後の改正を含みます。）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。その後の改正を含みます。）その他建築関連法規及び自治体による指導要綱等並びに自主規制団体による自主規制等）の遵守状況 現地調査による法令遵守の現況
	許認可等	開発許可、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。その後の改正を含みます。）に基づく転用許可等 再エネ特措法に基づく事業計画認定の取得状況 自治体との特別な合意の有無
	敷地等の権利関係	所有権取得の可否（対抗要件の具備状況等） 共有物、借地物件、制限付物件(注 2)等を取得する場合は、以下の事項 ・共有物の場合 他の共有者の属性及び保有する権利の内容、共有者間協定書の有無、共有物分割請求権及び共有物分割等に関する措置 ・借地物件の場合

		借地権設定契約、借地権者の属性、借地料の適正性、借地権に優先する権利の有無（対抗要件の具備状況等）、借地権売却時の承諾料の有無及び金額 ・制限付物件の場合 当該制限の発生根拠（担保権設定契約等）、担保権者等の属性、敷地利用権に優先する権利の有無（対抗要件の具備状況等） ・送電線敷設用地の場合 使用権原又は許認可の有無及びその内容、使用権原に優先する権利の有無（対抗要件の具備状況等）
	発電設備の権利関係	所有権取得の可否（対抗要件の具備状況等）
	契約関係	設計・建設請負契約の概要（EPC 業者による瑕疵担保責任等による保証の有無、期間、保証内容等） 保守管理契約（O&M 業者等との契約を含みます。）の概要（保守管理保証の有無、期間、保証内容等） パネル製造業者からの保証書に基づく保証及びアフターサービスの内容及び承継等の発電設備等に関する契約の概要 電気事業者等との間の特定契約、接続契約等の締結状況及び概要、系統連系に関する契約の概要 賃貸借契約の概要 その他第三者との契約の有無及び概要
	パイプライン・サポート関係	パイプライン・サポート契約に基づきスポンサーから付与された取得物件に係る優先的売買交渉権等の概要
	賃借人関係	賃借人の基本情報（商号、所在地、（代表）社員、職務執行者等）及び賃借人が SPC である場合における倒産隔離の確保状況 反社会的勢力に該当しないこと
	境界・越境物調査	境界確定の実施状況、実測面積、越境物の有無とその状況
その他		保険関連事項 近隣住民関連事項 紛争関連事項

（注1） 「PML値（予想最大損失率）」とは、対象施設又は施設群に対して最大級の損失をもたらすと考えられる、今後50年間に超過確率が10%となる地震動（再現期間475年相当の地震動）が発生し、その場合の90%非超過確率に相当する物的損失額の再調達価格に対する割合をいいます。

（注2） 「制限付物件」とは、抵当権、根抵当権、地役権、通行権、質権、根質権、留置権等第三者による権利の付着のある物件をいいます。

（5）海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に関する事項

① 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資姿勢

海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資予定はありません。なお、海外に立地する太陽光発電設備等に投資する場合は、あらかじめ投資方針、投資対象国・地域及び投資基準等を定め、リスク管理体制を整備するものとします。

② 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に対する運用体制及び適時開示体制

該当事項はありません。

③ 海外インフラ資産等及び海外インフラ関連有価証券への投資に対するリスク管理体制

該当事項はありません。

（6）スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

（ⅰ）伊藤忠エネクス株式会社

伊藤忠エネクスは、伊藤忠商事グループ(注)の一員として1961年に設立されたエネルギー商社であり、東京証券取引所プライム市場に上場しています。伊藤忠エネクスは、石油製品・LPガスの卸売・小売を中核事業としながら、自動車関連事業や生活関連事業の拡充を進めてきました。また2010年より電力事業へ参入し、新電力事業者としても、エネルギーの安定供給に貢献しています。エネクスグループは、電力・ユーティリティ部門、ホームライフ部門、カーライフ部門及び産業ビジネス部門の４つの事業部門を有しており、電力・ユーティリティ部門では発電事業（石炭、天然ガス、風力、水力、太陽光等）電力小売事業、熱供給関連事業等を行っています。エネクスグループは、今後も、経営理念である「社会とくらしのパートナー」のもと、全国各地の地域に根ざし、生活に欠かせないエネルギーの安定供給を行っていきます。また、同社は、全国のエネルギー供給のネットワークを用いた再生可能エネルギー発電設備等の開発に基づくパイプライン・サポートを提供するとともに、開発済案件を取得するウェアハウジング機能を提供することにより、本投資法人の外部成長をサポートするほか、本資産運用会社に対する人材提供及び業務サポート（本資産運用会社の役職員に対する研修の実施や本投資法人及び本資産運用会社のIT環境構築に関するサポート等）も行います。

（注）「伊藤忠商事グループ」とは、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及びその関係会社をいいます。以下同じです。

（ⅱ）三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託銀行は、日本における再生可能エネルギー発電事業の草創期から資金提供を行っており、多数の再生可能エネルギー発電事業向けファイナンスの取組実績を有するとともに、金融市場及び資金調達環境に対する幅広い知見を保有しています。また、三井住友トラスト・グループ(注１)は、国内最大級の機関投資家として、ESG投資(注２)にも積極的に取り組んでいます。加えて、三井住友信託銀行は、信託銀行として不動産事業を行ってきた経験や、上場不動産投資法人（以下「J-REIT」といいます。）の運営ノウハウも有しています。同社は、国内外における再生可能エネルギー発電事業に対するノンリコースローンの提供や、機関投資家としての投資を通じた金融取引、また、J-REIT運営をはじめとする不動産関連業務における豊富な経験を元に、本投資法人をサポートします。

（注1）「三井住友トラスト・グループ」とは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社並びに連結子会社・子法人等60社（三井住友信託銀行を含みます。）及び持分法適用関連法人等30社（2024年3月末日現在）から構成される企業グループをいいます。

（注 2）「ESG 投資」とは、投資という行動を通じて社会の持続可能性（サステナビリティ）を高めることに貢献しようとする社会的責任投資（サスティナブル（持続可能）、社会的責任、倫理、環境等の観点に基づく投

資のほか、ESG 要因（環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の３つの分野（以下「ESG」と総称します。）に関連する要因をいいます。）を組み入れたあらゆる投資手法をいい、SRI（Socially Responsible Investment）とも呼ばれています。）の中で、非財務情報であるESG要因に関して評価の高い企業を選んで投資する手法をいいます。

（ⅲ）株式会社マーキュリアインベストメント

マーキュリアインベストメントは、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）等が出資し、同行出身者を創設メンバーとして2005年に設立された資産運用会社です。DBJの他、伊藤忠商事、三井住友信託銀行を主要株主とし、約3,297億円（2023年12月末日現在）の資産を運用しています。同社は、これまで企業投資においては、主として日本国内企業やアジア企業を対象とする成長投資ファンドや日本国内企業を対象とするバイアウトファンドを数多く手掛けており、また資産投資においては、日本国内の不動産ファンドや香港子会社を通じた海外上場REITの運営のほか、最近は航空機リースファンドを運営するなど、多岐にわたる豊富なファンド運用経験を活かし、本投資法人の投資戦略の構築や投資家とのコミュニケーション向上に寄与すべく本投資法人をサポートします。

（ⅳ）マイオーラ・アセットマネジメントPTE.LTD.　(Maiora Asset Management Pte. Ltd.)

マイオーラは、2010年にシンガポールにて設立され、本書の日付現在、マイオーラとその関連会社は、シンガポールの他、東京、台湾及びスペインに拠点を置き、不動産、再生可能エネルギー（太陽光発電）への豊富な投資実績を保有しています。同社の主要メンバーは、1990年代以降の日本での金融、不動産事業の経験を活かして、2012年に日本国内の太陽光発電事業への投資を開始しました。これまでの太陽光発電事業への投資案件は、2024年7月末日現在、開発中案件を含み、パネル出力(注)換算にして日本で196.3MW、世界全体で1.25GWを超えています。マイオーラは、再生可能エネルギー投資におけるその専門性を活かし、本投資法人をサポートします。

（注）　実際の太陽光発電設備の出力は、当該設備の太陽電池モジュール容量とPCS（パワーコンディショニングサブシステム）容量のいずれか小さい方の数値となるため、パネル出力よりも小さくなる可能性があります。以下同じです。また、以下、別途明示しない限り、太陽光発電設備の出力はいずれもパネル出力を意味するものとします。

②　スポンサーの企業グループとのインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の供給や情報提供に係る契約等の状況

（ｉ）伊藤忠エネクスとのスポンサー・サポート契約の概要

a. エネクスグループ保有情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与

i.　伊藤忠エネクス（以下、本（ｉ）において「スポンサー」といいます。）は、エネクスグループ（スポンサー及びスポンサーの子会社、並びにスポンサー又はその子会社が過半数を出資（匿名組合出資を含みます。）しているSPC及びスポンサー又はその子会社が投資一任契約又は資産管理・処分等業務委託契約を締結しているSPCをいいます。以下、本（ｉ）において同じです。）が保有し又は今後開発して保有することになる、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産のうち、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針及び投資基準に適合すると合理的に想定される再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産、並びに、スポンサー、本投資法人及び資産運用会社が別途書面で合意する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（以下、本(ｉ)においては当該資産を「適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」といいます。）を売却しようとする場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を優先的に提供し、優先的売買交渉権を付与し、又は当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該情報を優先的に提供させ、優先的売買交渉権を付与させます。スポンサーは、本i.に基づき情報を提供した場合には、後記iv.に従い優先的売買交渉権が消滅するまでの間、自ら当該情報を第三者に提供せず、また、

当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を第三者に提供させません。また、当該期間中、スポンサーは、第三者との間で当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する交渉を行わず、また、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する交渉を行わせません。

ii. 本投資法人及び本資産運用会社は、前記i.に従い適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報の提供を受けた日（同日を含みます。）から30日（以下、本（ⅰ）において「優先検討期間」といいます。）以内に、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得（本投資法人による取得には、本投資法人が指定する第三者による取得を含みます。以下、本(ⅰ)において同じです。）の意向の有無を優先的売買交渉権を付与した者（スポンサーを含み、以下、本(ⅰ)において「優先交渉権付与者」といいます。）に書面で回答します。なお、優先交渉権付与者と本投資法人又は本資産運用会社とが別途合意した場合には、優先検討期間は、当該合意した期間延長されます。

iii. スポンサーは、優先検討期間内に本投資法人又は本資産運用会社が当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得の意向がある旨を優先交渉権付与者に回答した場合には、自ら本投資法人又は本資産運用会社と当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却の条件について誠実に協議し、又は優先交渉権付与者をして誠実に協議させます。優先交渉権付与者と本投資法人又は本資産運用会社との間で当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売買を合意した場合には、スポンサーは、本投資法人又は本投資法人が指定する第三者に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を売却し、又は優先交渉権付与者をして売却させます。

iv. 本投資法人及び本資産運用会社が、優先交渉権付与者に対し、(i)優先検討期間内に取得の意向がある旨を書面にて回答しなかった場合、(ii)取得の意向がない旨を書面にて回答した場合又は(iii)取得の意向がある旨を書面にて回答したものの当該回答を優先交渉権付与者が受領した日（同日を含みます。）から30日又は優先交渉権付与者と本投資法人若しくは本資産運用会社とが別途合意して定める期間内に売却の条件について合意に達しなかった場合、優先的売買交渉権は消滅します。

v. 前記i.からiv.までの規定は、(i)エネクスグループが行政機関の要請に基づいて適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を売却する場合、(ii)エネクスグループが第三者との共同事業に基づき開発又は取得した適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産で、当該第三者に譲渡又は優先的売買交渉権を付与することをあらかじめ合意している場合及び(iii)エネクスグループが適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得する前からその売却について第三者との協議を開始している場合には適用しません。

b. 第三者保有情報の提供

i. スポンサーは、エネクスグループ以外の第三者が所有、開発又は運営する適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産について、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者が売却を検討していることを知った場合において、本投資法人による取得可能性があると合理的に判断した場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を提供するよう合理的に努力します。例えば、スポンサーは、自らが行う再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の開発・運営業務又は三井住友信託銀行と共同で運営するファンドを通じて、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を取得することがあり得るとの認識のもと本規定を設けており、本規定に基づき、スポンサーが個別に負う守秘義務等の関係で情報提供が制限される場合等のやむを得ない事情がない限り、当該情報は本

投資法人に提供されることになるものと本投資法人は認識しています。

ii. 前記iの規定は、エネクスグループがスポンサー・サポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、売却情報の提供が制限されている場合又は売却情報の優先提供、優先的売買交渉権等の付与若しくは売却をすることを要する場合には適用しません。

c. 資産取得業務等の支援

スポンサーは、本投資法人がエネクスグループ以外の第三者から適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得しようとする場合において、本資産運用会社から資産取得業務等の支援を要請されたときは、本投資法人及び本資産運用会社のため、(i)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報収集及び提供、(ii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産における運営計画及び広報戦略等の立案及び検討、(iii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の改善計画の立案及び検討その他の支援業務を行い、本資産運用会社による当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得業務等を支援します。

d. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができます。スポンサーは、かかる依頼を受けた場合には、誠実に検討し、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。

e. SPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人による再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び保有に関連して賃借人となるSPCの組成が必要となる場合、スポンサーに対してSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援（当該SPCの組成に関する支援を含みます。以下、本（ｉ）において同じです。）を申し入れることができます。スポンサーは、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、かかるSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援を行うものとします。具体的な支援の内容としては、例えば、当該SPCに対する出資等を想定しています。

f. オペレーター及びO&M業者その他の業務受託者の選定等支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（本投資法人が保有する資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備、再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産、不動産の賃借権及び地上権、外国の法令に基づくこれらの資産並びにこれらに付随又は関連する資産を含みます。以下、本f.及び後記g.において同じです。）について、スポンサーに対し、当該再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運営に係るオペレーター又はO&M業者その他の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に係る業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援を申し入れることができます。スポンサーは、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援（自らがオペレーターとしての運営業務又はO&M業務を受託することを含みます。）を行うものとします。

g. 固定価格買取期間終了後の電力売却支援

スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産における固定価格買取期間が終了した後、当該設備に係る売電事業者（当該設備の賃借人を含みます。）が、当該設備において発電する再生可能エネルギー電気の売却手段を早期に確保できるよう支援します。

h. その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）

スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲で、(i)適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の出向を含め必要とされる人材確保への協力、(iii)保有資産の売却を予定している旨の通知を受けた場合、当該売却予定資産を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（スポンサー自身が購入を希望する場合にはその旨の情報を含みます。）の優先的な提供、並びに(iv)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の本投資法人又は本資産運用会社の運営に関し必要と認める支援を行うよう努めます。

i. 本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の保有

スポンサーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該投資口の一部を取得することについて誠実に検討します。

（ⅱ）三井住友信託銀行とのスポンサー・サポート契約の概要

a. 第三者保有情報の提供

i. 三井住友信託銀行（以下、本（ⅱ）において「スポンサー」といいます。）は、三井住友信託銀行グループ（スポンサー、その子会社及び関連会社並びにそれらのものが実質的に支配している特別目的会社をいいます。以下、本（ⅱ）において同じです。）以外の第三者が所有、開発又は運営する、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針及び投資基準に適合すると合理的に想定される再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（以下、本(ⅱ)においては当該資産を「適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」といいます。）について、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者が売却を検討していることを知った場合には、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者の意向等で情報を提供することができない場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を提供するよう合理的に努力します。例えば、スポンサーは、自ら又は伊藤忠エネクスと共同で運営するファンドを通じて、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を取得することがあり得るとの認識のもと本規定を設けており、本規定に基づき、スポンサーが個別に負う守秘義務等の関係で情報提供が制限される場合等のやむを得ない事情がない限り、当該情報は本投資法人に提供されることになるものと本投資法人は認識しています。

ii. 前記i.の規定は、三井住友信託銀行グループがスポンサー･サポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、売却情報の提供が制限されている場合又は売却情報の優先提供、優先的売買交渉権等の付与若しくは売却をすることを要する場合には適用しません。

b. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得（本投資法人による取得には、本投資法人が指定する第三者による取得を含みます。以下、本(ⅱ)において同じです。）及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができます。スポンサーは、かかる依頼を受けた場合には、誠実に検討し、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。

c. その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）

スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲で、(i)適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の出向を含め必要とされる人材確保への協力、(iii) 保有資産の売却を予定している旨の通知を受けた場合、当該売却予定資産を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（スポンサー自身が購入を希望する場合にはその旨の情報を含みます。）の優先的な提供、並びに(iv)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の本投資法人又は本資産運用会社の運営に関し必要と認める支援を行うよう努めます。

d. 本投資口の保有

スポンサーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該投資口の一部を取得することについて誠実に検討します。

（ⅲ）マーキュリアインベストメントとのスポンサー・サポート契約の概要

a. 第三者保有情報の提供

i. マーキュリアインベストメント（以下、本（ⅲ）において「スポンサー」といいます。）は、マーキュリアインベストメントグループ（スポンサー、その子会社及び関連会社並びにそれらのものが実質的に支配している特別目的会社をいいます。以下、本（ⅲ）において同じです。）以外の第三者が所有、開発又は運営する、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針及び投資基準に適合すると合理的に想定される再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（以下、本(ⅲ)においては当該資産を「適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」といいます。）について、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者が売却を検討していることを知った場合には、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者の意向等で情報を提供することができない場合を除き、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を提供するよう合理的に努力します。例えば、スポンサーは、自らが行う再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の開発・運営を通じて、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を取得することがあり得るとの認識のもと本規定を設けており、本規定に基づき、スポンサーが個別に負う守秘義務等の関係で情報提供が制限される場合等のやむを得ない事情がない限り、当該情報は本投資法人に提供されることになるものと本投資法人は認識しています。

ii. 前記i.の規定は、マーキュリアインベストメントグループがスポンサー・サポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、売却情報の提供が制限されている場合又は売却情報の優先提供、優先的売買交渉権等の付与若しくは売却をすることを要する場合には適用しません。

b. 資産取得業務等の支援

スポンサーは、本投資法人がマーキュリアインベストメントグループ以外の第三者から適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得（本投資法人による取得には、本投資法人が指定する第三者による取得を含みます。以下、本(iii)において同じです。）しようとする場合において、本資産運用会社から資産取得業務等の支援を要請されたときは、本投資法人及び本資産運用会社のため、(i)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報収集及び提供、(ii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産における運営計画及び広報戦略等の立案及び検討、(iii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の改善計画の立案及び検討その他の支援業務を行い、本資産運用会社による当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得業務等を支援します。

c. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができます。スポンサーは、かかる依頼を受けた場合には、誠実に検討し、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。

d. SPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人による再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び保有に関連して賃借人となるSPCの組成が必要となる場合、スポンサーに対してSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援（当該SPCの組成に関する支援を含みます。以下、本（iii）において同じです。）を申し入れることができます。スポンサーは、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、かかるSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援を行うものとします。具体的な支援の内容としては、例えば、当該SPCに対する出資等を想定しています。

e. その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）

スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲で、(i)適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の出向を含め必要とされる人材確保への協力、(iii) 保有資産の売却を予定している旨の通知を受けた場合、当該売却予定資産を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（スポンサー自身が購入を希望する場合にはその旨の情報を含みます。）の優先的な提供、並びに(iv)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の本投資法人又は本資産運用会社の運営に関し必要と認める支援を行うよう努めます。

f. 本投資口の保有

スポンサーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該投資口の一部を取得することについて誠実に検討します。

（iv）マイオーラとのスポンサー・サポート契約の概要

a. スポンサー等保有情報の優先的提供及び優先的売買交渉権の付与

i. マイオーラ（以下、本（iv）において「スポンサー」といいます。）は、スポンサー及びスポンサーが実質的に運営管理等する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者（以下、本（iv）において「資産保有者」といいます。）が保有し又は今後開発して保有することになる再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産のうち、本投資法人及び本資産運用会社の投資方針及び投資基準に適合すると合理的に想定される再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（以下、本(iv)においては当該資産を「適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産」といいます。）を売却しようとする場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、第三者に先立ち当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を優先的に提供し、優先的売買交渉権を付与し、又は当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該情報を優先的に提供させ、優先的売買交渉権を付与させます。スポンサーは、本i.に基づき情報を提供した場合には、後記iv.に従い優先的売買交渉権が消滅するまでの間、自ら当該情報を第三者に提供せず、また、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を第三者に提供させません。また、当該期間中、スポンサーは、第三者との間で当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する交渉を行わず、また、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の保有者をして当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する交渉を行わせません。

ii. 本投資法人及び本資産運用会社は、前記i.に従い適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報の提供を受けた日（同日を含みます。）から20日（以下、本（iv）において「優先検討期間」といいます。）以内に、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得（本投資法人による取得には、本投資法人が指定する第三者による取得を含みます。以下、本(iv)において同じです。）の意向の有無を優先的売買交渉権を付与した者（スポンサーを含み、以下、本(iv)において「優先交渉権付与者」といいます。）に書面で回答します。なお、優先交渉権付与者と本投資法人又は本資産運用会社とが別途合意した場合には、優先検討期間は、当該合意した期間延長されます。

iii. スポンサーは、優先検討期間内に本投資法人又は本資産運用会社が当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得の意向がある旨を優先交渉権付与者に回答した場合には、自ら本投資法人又は本資産運用会社と当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却の条件について誠実に協議し、又は優先交渉権付与者をして誠実に協議させます。優先交渉権付与者と本投資法人又は本資産運用会社との間で当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売買を合意した場合には、スポンサーは、本投資法人又は本投資法人が指定する第三者に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を売却し、又は優先交渉権付与者をして売却させます。

iv. 本投資法人及び本資産運用会社が、優先交渉権付与者に対し、(i)優先検討期間内に取得の意向がある旨を書面にて回答しなかった場合、(ii)取得の意向がない旨を書面にて回答した場合又は(iii)取得の意向がある旨を書面にて回答したものの当該回答を優先交渉権付与者が受領した日（同日を含みます。）から15日又は優先交渉権付与者と本投資法人若しくは本資産運用会社とが別途合意して定める期間内に売却の条件について合意に達しなかった場合、優先的売買交渉権は消滅します。

v. 前記i.からiv.までの規定は、(i)スポンサー及び資産保有者が行政機関の要請に基づいて適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を売却する場合、(ii)スポンサー及び資産保有者が第三者との共同事業に基づき開発又は取得した適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産で、当該第三者に譲渡又は優先的売買交渉権を付与することをあらかじめ合意している場合及び(iii)スポンサー及び資産保有者が適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得する前からその売却について第三者との協議を開始している場合には適用しません。

b. 第三者保有情報の提供

i. スポンサーは、スポンサー及び資産保有者以外の第三者が所有、開発又は運営する適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産について、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の所有者が売却を検討していることを知った場合において、本投資法人による取得可能性があると合理的に判断した場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報を提供するよう合理的に努力します。例えば、スポンサーは、自らが運営するファンドを通じて、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の売却に関する情報を取得することがあり得るとの認識のもと本規定を設けており、本規定に基づき、スポンサーが個別に負う守秘義務等の関係で情報提供が制限される場合等のやむを得ない事情がない限り、当該情報は本投資法人に提供されることになるものと本投資法人は認識しています。

ii. 前記i.の規定は、スポンサー及び資産保有者がスポンサー・サポート契約締結前に締結済みの第三者との契約に基づき、売却情報の提供が制限されている場合又は売却情報の優先提供、優先的売買交渉権等の付与若しくは売却をすることを要する場合には適用しません。

c. 資産取得業務等の支援

スポンサーは、本投資法人がスポンサー及び資産保有者以外の第三者から適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取得しようとする場合において、本資産運用会社から資産取得業務等の支援を要請されたときは、本投資法人及び本資産運用会社のため、(i)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する情報収集及び提供、(ii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産における運営計画及び広報戦略等の立案及び検討、(iii)当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の改善計画の立案及び検討その他の支援業務を行い、本資産運用会社による当該適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得業務等を支援するよう努めます。

d. ウェアハウジング機能の提供

本投資法人及び本資産運用会社は、将来における本投資法人による適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得を目的として、取得予定時期並びに取得予定価格又は取得価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有又は運用している適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び一時的な保有（ウェアハウジング）をスポンサーに依頼することができます。スポンサーは、かかる依頼を受けた場合には、誠実に検討し、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。

e. SPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人による再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び保有に関連して賃借人となるSPCの組成が必要

となる場合、スポンサーに対してSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援（当該SPCの組成に関する支援を含みます。以下、本（iv）において同じです。）を申し入れることができます。スポンサーは、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、かかるSPCを用いた賃貸借スキームの組成に関する支援を行うものとします。具体的な支援の内容としては、例えば、当該SPCに対する出資等を想定しています。

f. オペレーター及びO&M業者その他の業務受託者の選定等支援

本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産（本投資法人が保有する資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備、再生可能エネルギー発電設備に付随又は関連する不動産、不動産の賃借権及び地上権、外国の法令に基づくこれらの資産並びにこれらに付随又は関連する資産を含みます。以下、本f.において同じです。）について、スポンサーに対し、当該再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運営に係るオペレーター又はO&M業者その他の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に係る業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援を申し入れることができます。スポンサーは、かかる申入れを受けた場合には、かかる申入れについて誠実に検討するものとし、必要と認める場合には、業務受託者の選定、管理、交代等に関する支援（自らがオペレーターとしての運営業務又はO&M業務を受託することを含みます。）を行うものとします。

g. その他の支援（人的サポート・ノウハウの提供等）

スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社から依頼された場合、適用法令に反しない範囲で、(i)適格再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、(ii)人材の出向を含め必要とされる人材確保への協力、(iii)保有資産の売却を予定している旨の通知を受けた場合、当該売却予定資産を購入する意欲があると合理的に見込まれる購入希望者の情報（スポンサー自身が購入を希望する場合にはその旨の情報を含みます。）の優先的な提供、並びに(iv)本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の本投資法人又は本資産運用会社の運営に関し必要と認める支援を行うよう努めます。

h. 本投資口の保有

スポンサーは、本投資法人が新たに投資口を発行する場合には、当該投資口の一部を取得することについて誠実に検討します。

③ スポンサーの企業グループと投資法人の投資対象の棲み分け及び重複の状況

本投資法人のスポンサーである伊藤忠エネクス、三井住友信託銀行、マイオーラ及びそのグループ会社（エネクス電力株式会社や三井住友トラスト・インベストメント株式会社等）は、ファンドや合同会社等の SPC を通じて太陽光発電事業への投資を行っております。例えば、エネクスグループ及び三井住友信託銀行グループは、共同して運営する N-REIF1 号投資事業有限責任組合（伊藤忠エネクス及び三井住友トラスト・インベストメント株式会社を無限責任組合員、三井住友信託銀行を有限責任組合員とし、再生可能エネルギープロジェクトを投資対象とする投資事業有限責任組合をいいます。以下同じです。）を通じて、太陽光発電事業に関して、主に案件開発段階での投資を行っています。そして、三井住友信託銀行は単独で、太陽光発電事業に関して、稼働済案件に対する投資を行っています。また、マーキュリアについては、現在運用する太陽光関連のファンドはありませんが、今後投資する可能性があります。

これらのうち、稼働済案件に投資を行うブラウンファンドについては、本投資法人と物件の取得段階において競合関係が生じ得ます。この点、スポンサーが組成する

ファンドは、その投資家として、主に機関投資家を想定しているのに対し、上場インフラファンドが想定する投資家には機関投資家以外の投資家も含まれており、よりリスク限定的な投資判断を行う必要があります。このように、スポンサーが組成するファンドと上場インフラファンドとでは、想定する投資家の属性に差異があるため、現実的な競合関係は基本的には存在しないものと認識しています。

また、案件開発段階で投資を行うグリーンファンドについては、開発物件への投資を主とするため、原則として競合関係は生じないものの、その出口において、本投資法人と他の買い手候補者との間で一定の競合関係が発生し得ます。この点については、本投資法人による物件取得能力を向上させることにより解決できるものと認識しています。

なお、スポンサー各社は、各社が関与するファンド等との競合関係より補完関係の方が大きいと考えたうえで、本投資法人の設立に至っています。

２．投資法人及び管理会社の運用体制等

（１）投資法人

① 投資法人の役員の状況（2024 年 8 月 29 日現在）

役職名	氏　名	主要略歴		選任理由
執行役員	松塚　啓一	1980 年 4 月	株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社） 経理本部	総合商社、エネルギー分野での長年の業務経験があり、幅広い見地から経営を行う事が期待されているため。
		1989 年 7 月	米国トーメン社　ニューヨーク本店　経理部　コントローラー	
		1991 年 7 月	米国トーメンパワー社　CFO	
		1995 年 7 月	株式会社トーメン（現：豊田通商株式会社） 電力事業本部 アセットマネジメント部 ジェネラルマネージャー	
		2000 年 4 月	万有製薬株式会社（現：MSD 株式会社） 管理本部経理部経理課長	
		2002 年 10 月	同社　経理部長	
		2003 年 12 月	日本エネルギーネットワーク株式会社（現：エネクス電力株式会社）取締役副社長	
		2008 年 5 月	同社　代表取締役社長	
		2012 年 5 月	伊藤忠エネクス株式会社 執行役員 兼 エネルギー・マネジメント部長 兼 JEN ホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長	
		2013 年 4 月	同社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 ユーティリティ・技術部長 兼 JEN ホールディングス株式	

			会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長	
		2014年4月	同社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長	
		2015年2月	同社 執行役員 兼 電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長	
		2015年4月	同社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ事業本部副本部長 兼電力プロジェクト部長 兼 JENホールディングス株式会社（現：エネクス電力株式会社）代表取締役社長 兼 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社代表取締役社長	
		2016年4月	同社 執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長	
		2017年4月	同社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門長	
		2018年4月	同社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティグループ副グループ長	
		2019年4月	同社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌	
		2020年1月	同社 常務執行役員 兼 電力・ユーティリティ部門管掌 兼エネクス・	

			アセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤）	
		2020年3月	エネクス・インフラ投資法人 執行役員（現任） 兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）	
監督役員	飛松　純一	1998年3月	最高裁判所　司法研修所　修了	弁護士として、国内外の法律事務所に勤務し、その幅広い知見及び経験から本投資法人の監督役員として適任であると判断したため。
		1998年4月	森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）	
		2003年10月	米国パロアルト市 Skadden Arps 法律事務所（在外研修）	
		2006年1月	森・濱田松本法律事務所パートナー	
		2007年11月	経済産業省電子記録債権制度の活用に関する研究会　委員	
		2009年3月	株式会社アマナホールディングス（現：株式会社アマナ） 社外監査役（非常勤）	
		2010年4月	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	
		2010年5月	内閣府行政刷新会議行政事業レビュー　外部有識者	
		2010年9月	厚生労働省生活衛生関係営業の振興に関する検討会　構成員	
		2010年11月	内閣府行政刷新会議事業仕分け評価者	
		2011年1月	厚生労働省生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会　構成員	

		2011年3月	内閣府行政刷新会議規制仕分け評価者	
		2011年7月	消費者庁貴金属等の訪問買取りに関する研究会　委員	
		2012年4月	独立行政法人都市再生機構（UR）契約監視委員会　委員	
		2014年1月	公益社団法人日本仲裁人協会　理事	
		2016年3月	アリアンツ・グローバルアシスタンス・ジャパン株式会社（現：AWPジャパン株式会社）　社外監査役	
		2016年7月	飛松法律事務所　所長	
		2017年6月	株式会社エーアイ　社外取締役（監査等委員）（非常勤）	
		2017年9月	株式会社キャンディル　社外監査役（非常勤）	
		2018年6月	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役（現任・非常勤）	
		2018年8月	エネクス・インフラ投資法人　監督役員（現任）	
		2020年3月	公益社団法人日本仲裁人協会　理事（現任・非常勤）・事務局長	
		2020年3月	外苑法律事務所　パートナー（現任）	
		2021年3月	株式会社アマナ　社外取締役（非常勤）	
		2021年12月	株式会社キャンディル　社外取締役（監査等委員）（現任・非常勤）	

		2022年3月	ポケトーク株式会社　監査役（現任・非常勤）	
監督役員	坂下　貴之	1998年4月 2001年8月 2004年1月 2004年8月 2008年4月 2015年4月 2018年8月	監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ） 公認会計士　開業登録 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社　顧問 新創監査法人 新創監査法人　社員 新創監査法人　代表社員（現任） エネクス・インフラ投資法人　監督役員（現任）	公認会計士として、J-REIT 資産運用会社の顧問としての経験等、その幅広い知見と経験から、本投資法人の監督役員として適任であると判断したため。
補欠執行役員	金川　創	1998年4月 2000年4月 2000年4月 2004年9月 2005年9月 2005年12月 2006年7月 2012年3月 2014年8月	最高裁判所　司法研修所(52期) 弁護士登録（第二東京弁護士会） 森綜合（現：森・濱田松本）法律事務所 Blake Dawson Waldron（現：Ashurst）法律事務所研修 森・濱田松本法律事務所 ニューヨーク州弁護士登録 スキャデン・アープス法律事務所 ポールヘイスティング法律事務所 金川国際法律事務所　代表弁護士（現任）	弁護士として、国内外の法律事務所に勤務し、その幅広い知見及び経験から本投資法人の執行役員として適任であると判断したため。
補欠監督役員	矢田　悠	2007年12月 2012年7月 2014年3月	森・濱田松本法律事務所　入所 証券取引等監視委員会証券検査課出向 金融庁監督局証券課　出向（併	弁護士として十分な知識と経験を有しており、かつJ-REIT の監督役員も務めていることから、投資法人運営にも十分な知識と経験を有していることから適任であると判断したため。

		任） 2014年4月　金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室　出向（併任） 2014年7月　森・濱田松本法律事務所　復帰 2018年12月　ひふみ総合法律事務所　設立（現任） 2019年10月　株式会社VIDA Corporation 社外監査役 2022年2月　積水ハウス・リート投資法人　監督役員（現任）	

② 投資法人執行役員の管理会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏　名	管理会社の役職名	兼職理由	利益相反関係への態勢
松塚　啓一	代表取締役社長	本投資法人はその主たる業務である資産運用業務を委託する本管理会社との密接な連携が必要となります。本管理会社の代表者が本投資法人の執行役員を兼務することになった場合には、本投資法人と本管理会社との連携をより一層強化することが可能となります。兼務により本投資法人の役員会への機動的かつ的確な報告が可能となることで業務運営の効率化を促進でき、また、本投資法人の経営判断における妥当性の確保、実質的で十分な審議に基づく意思決定を行う事ができるものと考えています。	本投資法人と本管理会社との取引関係は資産運用業務の委託のみを予定しておりますが、当該委託契約の変更若しくは解約等については投信法若しくは当該委託契約の条項により、役員会若しくは投資主総会の承認を受けることとされており、さらに本投資法人の「役員会規程」において特別な利害関係を有する役員は役員会の決議に参加できないこととしています。なお、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し、執行役員の業務執行を監督しています。また、本管理会社については会社法による利益相反取引の規制が適用されるほか、本管理会社において「利害関係者取引規則」を制定し、本投資法人と本管理会社の利害関係者との間で取引を行う場合には、複階層に及ぶ厳格な審査手続きを実施し、さらにいくつかの階層で外部専門家による牽制を図っています。

③　その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当事項はありません。

（2）管理会社

① 管理会社の役員の状況（2024年8月29日現在）

役職名・常勤非常勤の別	氏　名	主要略歴	兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長（常勤）	松塚　啓一	前記「（1）投資法人　① 投資法人の役員の状況」をご参照ください。	前記「（1）投資法人　① 投資法人の役員の状況」をご参照ください。
取締役兼財務経理部長	佐藤　貴一	1996年4月　伊藤忠燃料株式会社（現：伊藤忠エネクス株式会社）中部支社　豊明給油所 1997年4月　同社　中部支社　中部管理課 1999年10月　同社　財務経理部　経理チーム 2001年4月　同社　財務経理部　財務チーム 2005年4月　同社　カーライフ事業本部　管理部　九州管理課 2008年4月　同社　カーライフ事業本部　管理部　管理統括課 2009年4月　同社　事業管理部　管理統括課副課長 2010年4月　同社　財務経理部　事業経理課副課長 2011年4月　同社　財務経理部　主計課　副課長 2013年4月　同社　財務経理部　主計課　課長 2016年4月　同社　カーライフ部門　管理部部長 2017年4月　同社　エネルギー・流通事業グループ　生活エネルギー・流通部門　グループ管理部　次長（兼）経理課　課長	同氏は伊藤忠エネクス株式会社からの出向者です。

		2017年8月　同社　コーポレート第１部門　事業経理統括室 2017年10月　同社　ホームライフ部門　管理部部長 2018年11月　同社　ホームライフ部門　管理部部長（兼）伊藤忠工業ガス株式会社　取締役執行役員　管理部長（兼）コンプライアンス室長 2019年7月　伊藤忠エネクス株式会社　ホームライフ部門　管理部　部長 2021年4月　エネクス・アセットマネジメント株式会社　出向　取締役兼財務経理部長 2022年4月　伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 管理部 部長 兼 エネクス電力株式会社 取締役（非常勤）兼 エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役（非常勤） 兼 ITC ENEX Southeast Asia Co., Ltd. Director（非常勤） 兼 ITC ENEX (Thailand) Co., Ltd. Director（非常勤） 2022 年 6 月　王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社 監査役（非常勤） 2022年8月　PT.ENEX TRADING INDONESIA 監査役（非常勤） 2023年4月　伊藤忠エネクス株式会社 カーライフ部門 管理部 部長　兼 大阪カーライフグループ株式会社 取締役（非	

			常勤）兼 日産大阪販売株式会社取締役（非常勤）	
		2024 年 4 月	エネクス・アセットマネジメント株式会社 出向　取締役兼財務経理部長（現任）	
取締役兼インフラ・ファンド運用部長兼インフラ投資責任者	長谷川　昇	1989 年 4 月	株式会社北海道拓殖銀行　永代橋支店	兼任・兼職は左記の通り
		1992 年 4 月	同社　京都支店	
		1995 年 10 月	同社　西新宿支店	
		1998 年 4 月	株式会社大広　関連企業局	
		1998 年 10 月	同社　経理局	
		1999 年 3 月	中央信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）　鶴間支店	
		2000 年 4 月	中央三井信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）　鶴間支店	
		2001 年 5 月	同社　大分支店　課長補佐	
		2004 年 4 月	同社　不動産業務部　調査役	
		2012 年 4 月	三井住友信託銀行株式会社　不動産カストディ部　受託事務第四チーム長	
		2013 年 10 月	同社　名古屋不動産営業部　開発受託推進課長	
		2017 年 7 月	同社　不動産信託部　大阪土地信託第二チーム長	
		2018 年 5 月	エネクス・アセットマネジメント株式会社　出向　インフラ・ファンド運用部	

		2018年6月	同社　取締役兼インフラ・ファンド運用部長兼インフラ投資責任者（現任）	
取締役（非常勤）	石野　英也	1986年4月 2000年4月 2001年4月 2003年6月 2004年3月 2007年9月 2008年6月 2010年3月 2010年12月 2011年6月 2011年8月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券株式会社　外国債券部（現：シティグループ証券株式会社）　外国債券部 スパイラルスター株式会社　シニアヴァイスプレジデント ハローネットワークアジア株式会社　代表取締役社長 スターキャピタルパートナーズ株式会社　取締役 スポーツバンガード株式会社　取締役副社長 アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（現：MCP 投資顧問株式会社）　社外取締役 株式会社あすか DBJ パートナーズ（現：株式会社マーキュリアインベストメント） 同社　取締役 Beijing Development Investment Consulting, Ltd. Director ユニファイドサービス株式会社　取締役（現任・非常勤） MIBJ Consulting(Beijing)Co., Ltd Director	兼任・兼職は左記の通り

		2011年9月 ADC International Limited Director（現任・非常勤） 2017年1月 エネクス・アセットマネジメント株式会社　取締役 2017年7月 株式会社マーキュリアインベストメント　取締役資産投資部長（現任） 2019年3月 エネクス・アセットマネジメント株式会社　取締役（現任・非常勤） 2021年7月 株式会社マーキュリアホールディングス　取締役（現任）兼　株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル　取締役（現任） 2023年2月 ジャパン・エクステンシブ・インフラストラクチャー株式会社　取締役（現任・非常勤）	
取締役（非常勤）	若杉　俊輔	1991年４月 伊藤忠燃料株式会社（現：伊藤忠エネクス株式会社）LP ガス部門（広島ガス営業所） 1994年４月 同社　中四国支社　経理課 1997年４月 岡山忠燃株式会社　出向 2000年４月 伊藤忠エネクス株式会社　財務経理部　経理課 2006年４月 同社　財務経理部　経理課長 2010年４月 同社　経営企画部　次長 2014年４月 同社　管理部門　統括部　次長 2014 年５月 日産大阪販売株式会社　管理本部副本部長　出向	兼任・兼職は左記の通り

		2016 年 4 月　伊藤忠エネクス株式会社　電力・ユーティリティ部門　管理部　次長　兼　エネクス電力株式会社　取締役管理本部長 2016 年 7 月　同社　電力・ユーティリティ部門　管理部　次長　兼　エネクス電力株式会社　取締役管理本部長　兼　株式会社エネクスライフサービス　監査役 2016 年 8 月　同社　電力・ユーティリティ部門　管理部長　兼　エネクス電力株式会社　取締役管理本部長　兼　株式会社エネクスライフサービス　監査役 2017 年 1 月　同社　電力・ユーティリティ部門　管理部長　兼　エネクス電力株式会社　取締役管理本部長　兼　株式会社エネクスライフサービス　監査役　兼　エネクス・アセットマネジメント株式会社　取締役（非常勤） 2018 年 4 月　伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社　取締役常務執行役員管理本部長　兼　コンプライアンス部長 2020 年 4 月　伊藤忠エネクス株式会社　カーライフ部門　管理部長 2023 年 4 月　同社　電力・ユーティリティ部門　管理部長　兼　エネクス・アセッ	

			トマネジメント株式会社　取締役（現任・非常勤）　兼　エネクス電力株式会社　取締役（現任・非常勤） 2023 年 6 月　王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社　監査役（非常勤） 2024 年 4 月　伊藤忠エネクス株式会社　コーポレート第 1 部門 HL・PU 管理部長（現任） 2024 年 6 月　株式会社エコア　監査役（現任・非常勤）、株式会社ジャパンガスエナジー　監査役（現任・非常勤）	
監査役（非常勤）	古川　雅章	1998 年 4 月	伊藤忠燃料株式会社（現：伊藤忠エネクス株式会社） 2015 年 4 月　同社　カーライフ事業本部　管理部管理課長 2016 年 4 月　同社　管理部門　財務経理部主計課長 2020 年 4 月　同社　コーポレート部門　財務経理部次長兼主計課長 2022 年 4 月　同社　ホームライフ部門　管理部次長兼管理課長 2022 年 6 月　同社　ホームライフ部門　管理部次長兼管理課長　兼　株式会社クリージアエナジーホールディングス　監査役（非常勤） 2023 年 4 月　同社　ホームライフ部門　管理部次長　兼　株式会社クリージアエナジーホールディングス　監査役	兼任・兼職は左記の通り

		（非常勤） 2023年5月　同社　ホームライフ部門　管理部次長兼経理課長　兼　株式会社クリージアエナジーホールディングス　監査役（非常勤） 2024年4月　同社　コーポレート第1部門HL・PU管理部次長　兼　王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社取締役管理部長　兼　株式会社クリージアエナジーホールディングス　監査役（非常勤） 2024年6月　同社　コーポレート第1部門HL・PU管理部次長　兼　王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社取締役管理部長　兼　伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社監査役（現任・非常勤）兼　エネクス・アセットマネジメント株式会社　監査役（現任・非常勤） 2024年7月　株式会社WECARS　財経本部　財経部長（現任）	

② 管理会社の従業員の状況（2024年8月29日現在）

出向元		人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
	伊藤忠エネクス株式会社（グループ会社含む）	1	無
	三井住友信託銀行株式会社	1	無

出向者計	2	―
出向者以外	8	無
管理会社従業員総数	10	―

③　投資法人及び管理会社の運用体制

（ｉ）資産運用会社の組織図

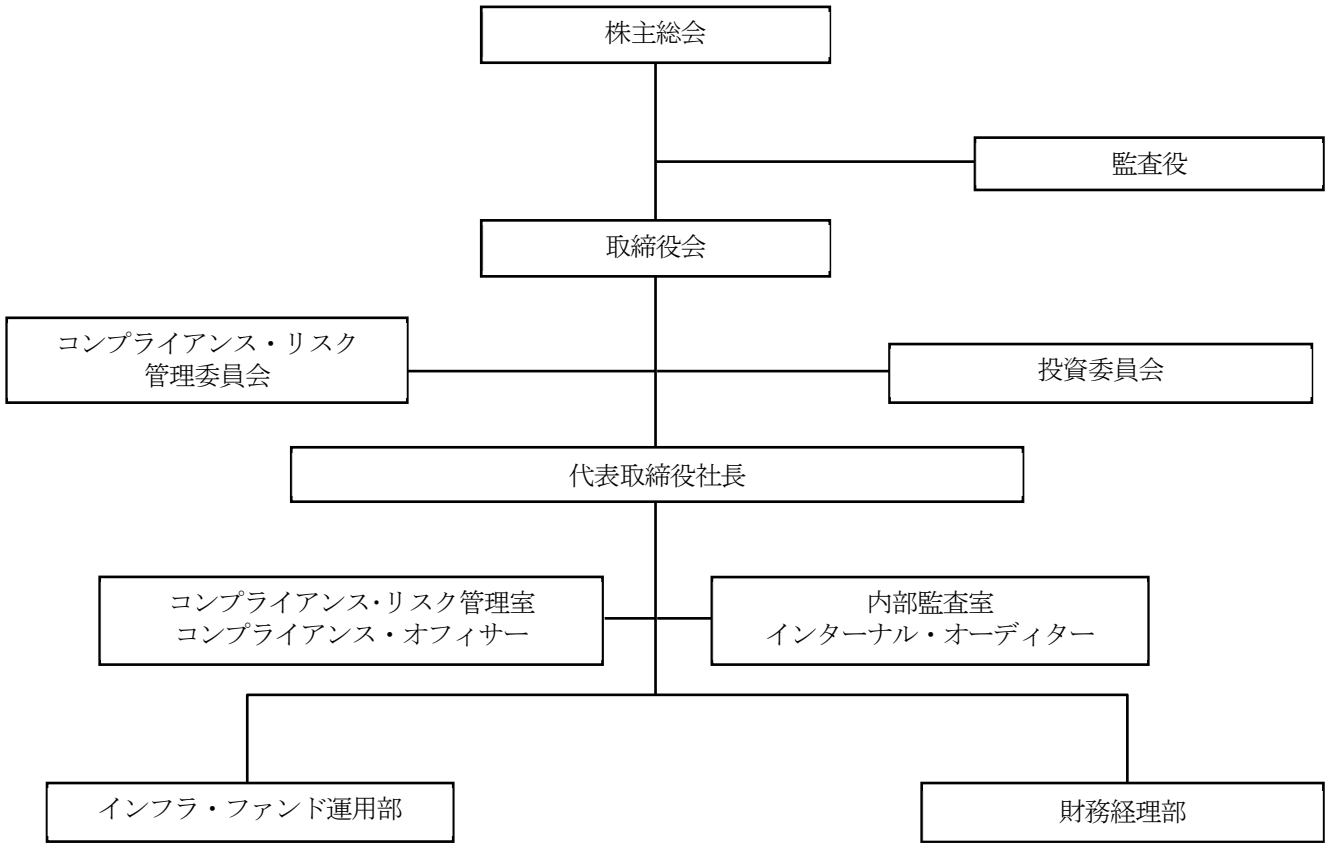

本資産運用会社は、上記組織の下、資産運用業務を行います。本資産運用会社の各種業務は、インフラ・ファンド運用部及び財務経理部の各部並びにコンプライアンス・リスク管理室及び内部監査室に分掌されます。

また、資産の運用に関する審議を行う機関として投資委員会を、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置します。

（ⅱ）各組織の業務の概要

本資産運用会社の各組織の主な業務は、以下のとおりです。

組織名	業務範囲
取締役会	a. 営業の基本方針及び利益計画（予算）の決定 b. 株主総会の招集及びこれに提出すべき議案 c. 株式譲渡の承認 d. 代表取締役、社長及び役付取締役の選任及び解任 e. 執行役員、支配人その他重要な使用人の選任及び解任 f. 重要な組織の設置、変更及び廃止 g. 取締役と本資産運用会社との間の取引の承認 h. 取締役の競業取引の承認 i. 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認 j. 新株の発行、新株予約権の発行 k. 自己株式の取得、処分及び消却 l. 株式の分割 m. 株式取扱規則の制定及び改廃 n. 法定準備金の資本組入 o. 資本組入分の新株発行 p. 重要な財産の処分及び譲受 q. 多額の借財又は債務の保証 r. 投資委員会から上申される、本資産運用会社が資産の運用を受託する本投資法人の資産の運用等に関する事項 s. コンプライアンス・リスク管理委員会から上申される、本資産運用会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する事項 t. その他法令、定款若しくは株主総会の決議において定められた事項又はその他本資産運用会社の社内諸規則において取締役会決議事項と定められた事項 u. 投資委員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会の外部委員の選任及び解任 v. 登録免許等の新規取得及び更新の申請 w. 前記 a.から u.以外の本資産運用会社の重要な事項

インフラ・ ファンド 運用部	a. 本投資法人の資産運用のための基本的な投資方針・基準に関する事項 b. 本投資法人の資産運用のための投資スキーム及び投資手法に関する事項 c. 本投資法人の資産運用のための個別の再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権（以下、総称して「対象資産」といいます。）その他資産取得のための情報収集、取得の可否、取得価格及び取得交渉、並びに取得に係る契約締結に関する事項 d. 本投資法人の資産運用のための個別対象資産に係る市場性及び評価に関する事項 e. 本投資法人の資産運用に係る契約締結等の業務に関する事項 f. 本投資法人の資産運用計画その他運用方針に関する事項 g. 本投資法人の資産運用の実績評価、ポートフォリオ分析の実行、報告書の取りまとめ及び保管に関する事項 h. 本投資法人の資産等の維持管理に関する事項 i. 本投資法人の資産の譲渡の可否並びに譲渡価格、譲渡代り金の使途、譲渡交渉及び譲渡に係る契約締結に関する事項 j. 本投資法人の資産の計数情報管理及び分析に関する事項、資産運用のための情報管理に関する事項、債権者に対する情報提供に関する事項 k. 本投資法人の資産の取得、賃貸、管理、譲渡その他の運用等に係る諸記録、注文記録の作成、取りまとめ及び保管に関する事項 l. 本投資法人の運用資産等に係る性能・品質の基準に関する事項 m. 本投資法人の投資主等に対する情報提供に関する事項 n. 本投資法人に係る投資委員会の事務局に関する事項 o. 本投資法人に係るリスク管理に関する事項 p. 国内外の一般経済及び証券・金融・インフラ等市場の動向等に係る調査及び分析に関する事項 q. 前記 a.から p.に付随する事項

財務経理部	a. 本投資法人の一般的制度、法令等の調査・研究に関する事項 b. 本投資法人の資本政策の策定に関する事項 c. 本投資法人の諸官庁等との渉外（各種届出、問い合わせ対応等）に関する事項 d. 本投資法人の財務経理に関する事項 e. 本投資法人の資金調達に関する事項（資金調達方法の検討、金融機関との交渉を含みます。） f. 本投資法人の投資主に対する収益の分配に係る基本方針の策定・変更に関する事項 g. 本投資法人の資産運用の実績評価、ポートフォリオ分析の確認に関する事項 h. 本投資法人の法定帳簿等帳簿・帳票類の写しの確認に関する事項 i. 本投資法人の財産の運用状況管理に関する事項（資産管理計画の策定及び変更を含みます。） j. 本投資法人の管理に関する事項 k. 本投資法人の IR に関する事項 l. 法人関係情報管理に関する事項 m. 本資産運用会社の経営全般についての企画・立案に関する事項 n. 本資産運用会社の人事、給与、厚生、労務及び秘書に関する事項 o. 本資産運用会社の総務、文書及び管財に関する事項 p. 本資産運用会社の諸規則・規程の制定・改廃に関する事項 q. 本資産運用会社の株式、株主及び株主総会に関する事項 r. 本資産運用会社の取締役会の事務局に関する事項 s. 本資産運用会社の経理、予算及び決算に関する事項 t. 本資産運用会社の諸官庁等との渉外に関する事項 u. 本資産運用会社が許認可又は登録を受けている資格に関する法令等対応書面、申請書類その他重要な文書等の保管に関する事項 v. 電算システム、情報基盤（IT インフラ）の管理・構築に関する事項 w. 本投資法人及び本資産運用会社の広報、情報開示に関する事項 x. 前記 a.から w.に付随する事項

組織名	業務範囲
コンプライアンス・リスク管理室及びコンプライアンス・オフィサー	a. 法令・規則の要件に準拠した内部統制制度を含むコンプライアンスの枠組みの立案に関する事項 b. 社内規則が法令・規則に整合していることの確認に関する事項 c. コンプライアンス及びリスク管理に関する役職員の社内教育に関する事項 d. コンプライアンス及びリスク管理に係る役職員に対する助言に関する事項 e. 本資産運用会社の業務に関連する法令・規則の改廃・新設等に係る社内通知に関する事項 f. 取引形態等の関連法令・規則の要件への適合性の検証に関する事項 g. 苦情・トラブル・コンプライアンス違反行為等に対する協議・対応に関する事項 h. コンプライアンス・リスク管理委員会の招集及び運営に関する事項 i. 本資産運用会社全体のリスク管理に関する事項 j. 広告管理の審査に関する事項 k. 前記 a.から j.に付随する事項
内部監査室及びインターナル・オーディター	a. 内部監査計画書の作成及びそれに基づく定期監査の実施に関する事項 b. 取締役会又は社長の特命等による特別監査の実施に関する事項 c. 内部監査報告書の作成及び監査結果の取締役会及び社長への報告に関する事項 d. 外部に監査を委託する場合の監査担当者との連絡、窓口に関する事項 e. 前記 a.から d.に付随する事項

投資委員会

委員	社長、各部長、各担当部長、コンプライアンス・オフィサー、外部専門家1名（注）
審議内容	1　資産運用の基本方針・予算に関する事項 a. 運用資産の運用に係る基本的な運用方針・基準（運用ガイドライン（本投資法人に係る運用実施ガイドラインを含みます。以下同じです。）、資金調達計画、資産管理計画、中期運用計画及び年度運用計画）の策定及び変更等 b. 本投資法人の予算策定及び決算に関する事項 c. 前記 a.から b.に付随する事項 2　個別の資産運用業務に関する事項 a. 資産の取得の可否並びに取得価格及び取得交渉に係る方針（リスク管理に関する事項を含みます。）の策定及び変更 b. 資産の運用及び管理に関する事項（オペレーターの選定及び業務委託契約の締結の可否に関する事項を含みます。） c. 個別資産に係る年間の運用及び維持管理計画の策定及び変更 d. 資産の譲渡の可否並びに譲渡価格、譲渡代金の使途及び譲渡交渉に係る方針の策定及び変更 e. 運用実績及び実績管理手法の方策検討の指示及びその承認 f. 前記 a.から e.に付随する事項
審議方法等	委員は、1人につき1個の議決権を有するものとし（ただし、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しませ

	んが、コンプライアンス上の問題がある場合は、差し戻すことができるものとします。)、投資委員会における決議は議決権を有する委員の3分の2以上の出席（ただし、コンプライアンス・オフィサー及び外部専門家は必ず出席するものとします。）及び出席委員全員の賛成により行うものとします。ただし、やむを得ない事情により、委員会に出席できない場合は、出席者と同等の資料の交付及び説明を受けた上で、書面又はE-mailにより意思表明をすることができます。 ただし、委員が次の各号に掲げる場合に該当するとき、当該委員は当該各号に該当する議案について議決権を有しません。また、当該委員の数は、議決に加わることができる委員及び出席委員の数に算入しません。 a. 委員が会社法における特別利害関係人に該当する場合、その議案 b. 委員が利害関係者（個人）（利害関係者（後記「（３）利益相反取引への取組み等　①　利益相反取引への対応方針及び運用体制」に定義します。以下同じです。）に該当する者が個人である場合の当該個人をいいます。以下同じです。）である委員又は利害関係者（法人）（利害関係者に該当する者が法人である場合の当該法人をいいます。以下同じです。）の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員に該当する場合、その議案

（注）　本書の日付現在、外部専門家には、本投資法人及び本資産運用会社との間に特別の利害関係を有していない不動産鑑定士１名が就任しています。

コンプライアンス・リスク管理委員会

委員	社長、コンプライアンス・オフィサー、各部長、各担当部長及び外部専門家1名(注)
審議内容	１ コンプライアンス・リスク管理の基本方針に関する事項 a. コンプライアンス規則の策定及び変更 b. コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更 c. コンプライアンス・プログラムの策定及び変更 d. リスク管理規則の策定及び変更 e. リスク管理方針の策定及び変更その他社内のコンプライアンス及びコンプライアンス体制に関する事項 f. 前記 a.から e.に付随する事項 ２ 個別の資産運用業務に係るコンプライアンス・リスク管理に関する事項 a. コンプライアンス上不適切な行為又はそのおそれがある行為に対する改善措置又は将来における未然防止措置等の必要な措置 b. 利害関係者間取引（後記「（３）利益相反取引への取組み等　①　利益相反取引への対応方針及び運用体制」に定義します。以下同じです。） c. 利害関係者（法人）の役員又は使用人との間の取引 d. 運用ガイドラインにおいて規定外である取引又は条件付きで認められている取引 e. 年度運用計画に定める取得金額の範囲を超える取引 f. 前記 a.から e.に付随する事項 ３ その他のコンプライアンス・リスク管理に関する事項 a. 規則等の策定及び改廃（ただし、当該規則等又は規則等管理規則に基づきコンプライアンス・リスク管理委員会の決議が必要とされる場合に限ります。）

	b. コンプライアンス・オフィサーが随時定める事項に係るコンプライアンスに関する事項 c. 前記a.及びb.に付随する事項
審議方法等	委員は、1人につき1個の議決権を有するものとし、コンプライアンス・リスク管理委員会における決議は議決権を有する委員の3分の2以上の出席（ただし、コンプライアンス・オフィサー及び外部専門家は必ず出席するものとします。）及び出席委員全員の賛成により行うものとします。ただし、やむを得ない事情により、委員会に出席できない場合は、出席者と同等の資料の交付及び説明を受けた上で、書面又はE-mailにより意思表明をすることができます。 ただし、委員が次の各号に掲げる場合に該当するとき、当該委員は当該各号に該当する議案について議決権を有しません。また、当該委員の数は、議決に加わることができる委員及び出席委員の数に算入しません。 a. 委員が会社法における特別利害関係人に該当する場合、その議案 b. 委員が利害関係者（個人）である委員又は利害関係者（法人）の役員若しくは使用人の地位を現に有する委員に該当する場合、その議案

（注） 本書の日付現在、外部専門家には、本投資法人及び本資産運用会社との間に特別の利害関係を有していない、運用資産の投資及び運用に関して専門的な知識を有する弁護士1名が就任しています。

④ 管理会社の専門性

インフラ資産の運用を行うインフラ・ファンド運用部には、本書提出日現在、3名の人員を配置しています。インフラ・ファンド運用部長は、三井住友信託銀行株式会社において通算14年にわたり私募ファンド、J-REIT、土地信託等受託不動産の受託管理業務やアセットマネジメント業務を行ってきた実績があります。

さらに、本資産運用会社はスポンサーとスポンサー・サポート契約を締結し、当該契約に基づき、スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社に対し、①オペレーター及びO&M業者その他の業務受託者の選定等支援、②再生可能エネルギー発電設備等の取得及び運用（本投資法人の賃貸先又は業務委託先の管理（選定、期中管理、交代等）を含みます。）に関する助言・補助、③人材の出向を含め必要とされる人材確保への協力、④本資産運用会社の役職員に対する研修の提供その他の必要な支援を行うことに合意しており、スポンサーが有する再生可能エネルギー発電事業に係る豊富な知識及び経験を本資産運用会社の専門性の向上に継続的組織的につなげる体制を構築しています。

以上により、本資産運用会社は、本投資法人が主たる投資対象とする再生可能エネルギー発電設備等に関し、十分な専門的知識と実績を有しています。

（3）利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

本資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、利害関係者取引規則を大要以下のとおり定めています。

（ⅰ）法令の遵守

本資産運用会社は、利害関係者と本投資法人との間において、利害関係者取引規則の趣旨を尊重し、後記(ⅲ)に定める如何なる取引についても、本投資法人の通常の取引の条件に照らして本投資法人の利益を害する取引又は不必要な取引を行ってはなりません。

利害関係者と本投資法人との間で取引を行う場合は、金融商品取引法、投信法、宅地建物取引業法及びこれらに係る政省令並びに利害関係者取引規則の定めを遵

守します。

利害関係者と本投資法人との間で後記(ⅲ)a.からf.までに定める取引以外の取引等を行う場合であっても、法令遵守及び投資家保護の観点から、通常の同様の取引と比較して本投資法人に不合理に不利益となることのないように取引条件の公平性等につき十分に留意の上これを実施するものとします。

(ⅱ) 利害関係者

「利害関係者」とは次の者をいいます。

a. 投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条に定める利害関係人等
b. 本資産運用会社の役職員等及び株主
c. 前記a又はbに該当する者に投資助言業務、投資運用業務又は資産管理・処分等業務(資産の流動化に関する法律(平成10 年法律第105 号、その後の改正を含む。)に基づく特定資産の管理及び処分に係る業務を含む。)その他これらに準ずる業務を委託している法人
d. 前記a又はbに該当する者が過半数の議決権を有する出資をしている又は役員の過半を占めている法人
e. 前記a又はbに該当する者が過半数を出資(匿名組合出資又は優先出資を含む。)しているSPC

(ⅲ) 対象取引

前記(ⅰ)及び後記(ⅴ)を除き、利害関係者取引規則の対象となる取引(以下「利害関係者間取引」といいます。)は、次の取引をいいます。

a. 利害関係者からの再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備等を信託する信託受益権(以下、本(2)において「対象資産」といいます。)の取得
b. 利害関係者への対象資産の譲渡
c. 利害関係者への対象資産の賃貸
d. 利害関係者への資産管理業務等(資産保管業務やその他の一般事務等を含みます。以下同じです。)の委託
e. 利害関係者への対象資産の売買又は賃貸の媒介委託
f. 利害関係者への工事等の発注(ただし、1件当たりの取引価格が100万円未満のものを除きます。この場合、社長の承認を得ます。以下同じです。)

取引条件の検証にあたっては、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常の同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、コンプライアンス・リスク管理委員会において十分な検証を行うこととします。

(ⅳ) 取引内容の審議

利害関係者と本投資法人との間で前記(ⅲ) a.からf.までに定める取引を行う場合は、前記(ⅰ)の記載に従い法令を遵守する他、本資産運用会社の社内規則等の定めに従い、以下の手続を経るものとします。なお、以下の手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されるものとします。

a. 起案部署は、本投資法人に関する資産の取得、譲渡、賃貸、資産管理業務等の委託、資産の売買又は賃貸の媒介委託及び工事等の発注(以下、本(ⅳ)において「当該取引」といいます。)にあたり、当該取引が利害関係者間取引に該当する場合には、事前にコンプライアンス・オフィサーによる法令又は社内規則

等の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認及び承認を得た上で、コンプライアンス・リスク管理委員会に議案として上申します。

b. コンプライアンス・リスク管理委員会は、上申された議案の審議を行います。議案は、コンプライアンス・リスク管理委員会の決議が得られた後、投資委員会に上申します。
c. 投資委員会は、上申された議案の審議を行います。議案は、投資委員会の決議が得られた後、本資産運用会社の取締役会に上申します。
d. 取締役会は、議案の審議を行います。取締役会において、当該議案の審議及び決議がなされた場合には、当該利害関係者間取引の実行前に、本投資法人の事前の承認を得ることを要するものとし、必要な議案が本投資法人の役員会に議案として上申されるようにします。
e. 本投資法人の役員会の事前の承認が得られた場合には、当該利害関係者間取引を実行するものとします。本投資法人の役員会の承認が得られた場合には、当該審議の内容及び経過について本資産運用会社の取締役会に報告するものとします。

（ｖ）本投資法人への報告

本資産運用会社の指図に基づき、本投資法人が本資産運用会社又は本資産運用会社の取締役若しくは執行役、本資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間において特定資産（投信法に定める指定資産及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）で定めるものを除きます。以下、本①において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引を行ったときは、投信法施行規則の定めに従い、当該取引に係る事項を記載した書面を、本投資法人、本資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）、その他投信法施行令で定める者に対して交付するものとします。

（vi）対象資産の取得

a. 本投資法人が利害関係者から対象資産を取得する場合は、利害関係者でない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した評価額を超えて取得してはならないものとします。ただし、評価額は、対象資産そのものの価格であり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。
b. 利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的にSPCの組成を行うなどして負担した費用が存する場合、前記a. にかかわらず、当該費用を評価額に加えて取得することができるものとします。
c. 利害関係者からその他の特定資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価を超えて取引してはならないものとし、それ以外は前記a. 及びb. に準ずるものとします。

（vii）対象資産の譲渡

a. 本投資法人が利害関係者へ対象資産を譲渡する場合は、利害関係者でない公認会計士（監査法人を含みます。）又は不動産鑑定士が算出した評価額未満で譲渡してはならないものとします。ただし、評価額は、対象資産そのものの価格であり、税金、譲渡費用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。
b. 本投資法人が利害関係者へその他の特定資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価に基づく適切な価格とし、それ以外は前記a. に準ずるものとし

ます。

(viii) 対象資産の賃貸

本投資法人が利害関係者へ対象資産を賃貸する場合は、当該発電設備の発電量、調達価格、残りの調達期間等を調査し、適正と判断される条件で賃貸しなければならないものとします。

(ix) 資産管理業務等の委託

a. 本投資法人が利害関係者へ資産管理業務等を委託する場合は、実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定するものとします。
b. 本投資法人が取得する資産について、利害関係者が既に資産管理業務等を行っている場合は、取得後の資産管理業務等について当該利害関係者に継続して委託することができるものとしますが、この場合においても、委託料の決定については前記a. に準じて検討の上、交渉するものとします。

(x) 対象資産の売買又は賃貸の媒介委託

a. 本投資法人が利害関係者へ対象資産の売買の媒介を委託する場合の委託料は、宅建業法第46条に規定する報酬に準じて当該規定の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとする。
b. 本投資法人が利害関係者へ対象資産の賃貸の媒介を委託する場合の委託料は、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定するものとします。

(xi) 工事等の発注

本投資法人が利害関係者へ工事等を発注する場合は、第三者の見積り価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事等の発注を行うものとします。

② 運用体制の採用理由

(i) 利益相反取引に対して本投資法人の執行役員が果たす役割について

本投資法人の執行役員である松塚啓一は本管理会社の役員を兼任しています。兼職による利益相反関係への態勢については「2．投資法人及び管理会社の運用体制等　(1) 投資法人　② 投資法人執行役員の管理会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照ください。

(ii) 利益相反取引に対する本管理会社の取締役会が果たす機能について

本管理会社の取締役会はスポンサー会社である伊藤忠エネクス、三井住友信託銀行、マーキュリアインベストメント、マイオーラの関係者で構成されています。そのため本管理会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性の確保が必要であると考え、自主ルール「利害関係者取引規則」を制定し、当該

規則によりコンプライアンス・オフィサーによる承認とコンプライアンス・リスク管理委員会、投資委員会により厳格に審議・決議され、取締役会において決議されること、また投資法人における事前承認を取得すること等を規定しております。詳細につきましては前記「２．投資法人及び管理会社の運用体制等　（３）利益相反取引への取組み等　① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」ご参照ください。

また利害関係者取引規則の改定については取締役会の決議を要するものとしています。

（iii）利益相反取引に対する外部専門家が果たす機能について

本資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理委員会及び投資委員会においては、本資産運用会社と利害関係を有しない外部専門家を委員として選任します。コンプライアンス・リスク管理委員会及び投資委員会では、外部専門家の出席を必須とし、単独で議案を否決できる権限を委員会規則で定めています。また各委員会の概要につきましては前記「２．投資法人及び管理会社の運用体制等　(2) 管理会社　③ 投資法人及び管理会社の運用体制　（ⅱ） 各組織の業務の概要」をご参照ください。

【外部専門家の主要略歴】

氏名	主要略歴		兼任・兼職の状況
中村　雅之	1997 年 11 月	トーエイ不動産鑑定株式会社	兼任・兼職は左記の通り
	2000 年 4 月	船井財産コンサルタンツ東京銀座	
	2001 年 4 月	株式会社アセットリサーチ	
	2011 年 7 月	株式会社ルフテール	
	2011 年 8 月	株式会社ルフテール　代表取締役（常勤）	
	2012 年 12 月	株式会社アセットリサーチ（現任）	
河本　秀介	2002 年 4 月	三菱重工業株式会社	兼任・兼職は左記の通り
	2007 年 9 月	第一東京弁護士会　登録	
	2007 年 9 月	敬和綜合法律事務所	
	2018 年 1 月	同所　パートナー（現任）	
	2021 年 5 月	株式会社テイツー補欠監査等委員取締役（現任）	

（iv）コンプライアンス・オフィサーが果たす機能について

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンス全般の企画、立案及び推進を行うものとし、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。また、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長として法令等遵守に係る実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、コンプライアンスの推進を図るため、内部統制並びに規制要件等の関連事項について役職員に対して社内教育（コンプライアンス研修会）を行い役職員のコンプライアンス意識を高める役割とともに、日常の業務運営における審査機能及び苦情・トラブル・コンプライアンス違反行為の対応を行います。コンプライアンス・オフィサーの役割については「１．基本情報　（２）コンプライアンスに関する基本方針 」をご参照ください。

【コンプライアンス・オフィサー兼インターナル・オーディターの主要略歴】

氏名	主要略歴		兼任・兼職の状況
西村　隆弘	1988年4月	住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）	兼任・兼職は左記の通り
	1991年4月	アイ・ジー・エフ株式会社　出向	
	1993年4月	住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）　不動産営業部	
	1999年2月	同社　熊本支店	
	2001年2月	シティトラスト信託銀行株式会社　リアルエステート・コーポレートファイナンス部	
	2006年1月	JPモルガン信託銀行株式会社　プロダクト・マネジメント・グループ　コンプライアンス・オフィサー	
	2007年3月	ING不動産投資顧問株式会社（現：CBREグローバルインベスターズ・ジャパン株式会社）　コンプライアンス・オフィサー	
	2010年1月	住信不動産投資顧問株式会社（現：三井住友トラスト不動産投資顧問株式会社）　投資運用部	
	2013年7月	ブラックロック・ジャパン株式会社　コンプライアンス部（派遣社員）	
	2014年9月	住友不動産販売株式会社　法人開発部	
	2016年1月	株式会社東京スター銀行　不動産ファイナンス部	
	2016年9月	マイオーラ・アセットマネジメント株式会社(現：エネクス・アセットマネジメント株式会社)　コンプライアンス・リスク管理室　コンプライアンス・マネジャー	
	2017年1月	エネクス・アセットマネジメント株式会社　コンプライアンス・リスク管理室　コンプライアンス・オフィサー　兼　インターナル・オーディター（現任）	

（4）リスク管理方針及びリスク情報

① リスク管理方針

別紙「リスク管理方針」をご参照ください。

② インフラ有価証券又はインフラ関連有価証券の投資方針

該当事項はありません。

③ リスク情報

各種リスク要因につきましては、有価証券届出書「第一部　ファンド情報　第1　ファンドの状況　3 投資リスク」をご参照ください。

3．スポンサー関係者等との取引等

（1）利害関係者との取引状況等

① 取引の種別：資産の取得

第9期（2024年5月期）は該当ありません。

② 取引の種別：対象資産の賃貸借

第9期（2024年5月期）における、保有資産に係る利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

賃借人の名称	物件名称	総賃料収入 （百万円）
Sunrise Megasolar合同会社	高萩太陽光発電所	265
第二千代田高原太陽光合同会社	千代田高原太陽光発電所	26
防府太陽光発電合同会社	JEN防府太陽光発電所	33
玖珠太陽光発電合同会社	JEN玖珠太陽光発電所	17
SOLAR ENERGY鉾田合同会社	鉾田太陽光発電所	485
北九州太陽光発電合同会社	長崎琴海太陽光発電所	39

合同会社TSMH1	松阪太陽光発電所	1,383
新城太陽光発電合同会社	新城太陽光発電所	30
紋別太陽光発電合同会社	紋別太陽光発電所	228
TAKASAKIメガソーラー合同会社	高崎太陽光発電所A	255
SHINKO合同会社	高崎太陽光発電所B	1,021
胎内ウインドファーム合同会社	胎内風力発電所	247

取得資産の賃借に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

賃貸人の名称	物件名称	総支払地代 (百万円)
玖珠ウインドファーム株式会社(注)	JEN玖珠太陽光発電所	0
合同会社TSMH5	鉾田太陽光発電所	1

(注) 玖珠ウインドファーム株式会社は、2024年4月1日付でエネクス電力株式会社に吸収合併されております。

③ 利害関係者へのオペレーター業務の委託

第9期（2024年5月期）における、保有資産に係る利害関係者へのオペレーター業務の委託の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	業務委託料（千円）
エネクス電力株式会社	高萩太陽光発電所 千代田高原太陽光発電所 JEN 防府太陽光発電所 JEN 玖珠太陽光発電所 鉾田太陽光発電所 長崎琴海太陽光発電所 松阪太陽光発電所 新城太陽光発電所 紋別太陽光発電所 高崎太陽光発電所 A 高崎太陽光発電所 B 胎内風力発電所	31,935

④ 利害関係者への O&M 業務の委託

第９期（2024 年５月期）における、保有資産に係る利害関係者への O&M 業務の委託の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	業務委託料（千円）
エネクスエンジニアリング＆サービス株式会社	千代田高原太陽光発電所 JEN 防府太陽光発電所 JEN 玖珠太陽光発電所 長崎琴海太陽光発電所 胎内風力発電所	43,600

⑤ 取引の種別：支払手数料等

利害関係人等に対する支払手数料等については、以下のとおりです。

名称	区分	支払金額 （百万円）
伊藤忠オリコ保険サービス株式会社	保険料	78
三井住友信託銀行株式会社	資産保管及び一般事務委託	53
三井住友信託銀行株式会社	支払利息	160
三井住友信託銀行株式会社	融資関連費用	92
三井住友信託銀行株式会社	その他	12

（2）資産取得等の状況

該当ありません。

4．その他

（1）インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の選定方針及び概要（本書提出日現在）

① 選定方針

委託業務管理規程に基づき、以下の項目を総合的に判断して決定します。

(1) 品質水準
(2) 委託先の過去の経験・実績、業界での評判、信頼度
(3) 技術力及び能力水準
(4) 納期対応能力
(5) 委託先の情報保護に関するコンプライアンス体制（当社の保有する個人データを委託業務に伴い委託先に提供する場合には、委託先企業の個人情報に関する安全管理の仕組みも含む。）
(6) 安定性（財務内容）
(7) 障害時・災害対策
(8) その他必要な事項

② 概要

インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要

資産名称	インフラ資産等又はインフラ関連有価証券の価格を評価する者の概要			
	名　称	住　所	事業内容	選定理由
高萩太陽光発電所	PwC サステナビリティ合	〒100-0004	サステナビリ	同社は、上場インフラ市場研究会委員であり、マーケット

千代田太陽光発電所 JEN 防府太陽光発電所 JEN 玖珠太陽光発電所 鉾田太陽光発電所 長崎琴海太陽光発電所 松阪太陽光発電所 新城太陽光発電所 紋別太陽光発電所 高崎太陽光発電所 A 高崎太陽光発電所 B 胎内風力発電所	同会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング	ティ情報に関する評価及び報告書のコンサルティング業務他	に対する深い造詣を有するとともに、上場インフラファンドにおける実績も有しているから、東証インフラファンドに上場するために行う評価業務を遂行するために必要な品質水準、技術力及び能力水準を十分満たしていると評価し選定しました。
高萩太陽光発電所 千代田高原太陽光発電所	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目11－5	税務鑑定、広大地 鑑定評価、相続税申告時の時価評価など、不動産評価に関わる業務	同社は、多数の証券化案件の評価を行っており、東証インフラファンドに上場するために行う評価業務を遂行するために必要な品質水準、技術力及び能力水準を十分満たしていると評価し選定しました。
JEN 防府太陽光発電所 JEN 玖珠太陽光発電所	大和不動産鑑定株式会社	〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番地1	不動産鑑定評価・固定資産システム評価・補償コンサルタント・建築エンジニアリング・まちづくりコンサルティング	同社は、大手不動産鑑定業者であり、既に東証インフラファンドに上場している投資法人にて評価業務を受託した実績があることを評価し選定しました。
鉾田太陽光発電所	株式会社谷澤総合鑑定所	〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目 11 番	不動産鑑定評価・固定資産評	同社は、再生可能エネルギー発電施設の鑑定評価に関する取組み、再生可能エネルギー発電施設の評価実績、J-REIT

		44 号 赤坂インターシティ	価・補償・海外不動産評価・開発等のコンサルティング・再エネ設備評価・船舶等の評価等	等の証券化対象不動産の評価実績があることを評価し選定しました。
長崎琴海太陽光発電所 松阪太陽光発電所 紋別太陽光発電所 高崎太陽光発電所 A 高崎太陽光発電所 B 胎内風力発電所	一般財団法人日本不動産研究所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	不動産鑑定評価・海外不動産鑑定評価・環境不動産調査・固定資産税評価支援・時価会計支援他	同社は、多数の証券化案件の評価を行っており、既に東証インフラファンドに上場している投資法人にて評価業務を受託した実績があることを評価し選定しました。
新城太陽光発電所	シービーアールイー株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	不動産鑑定評価・海外不動産鑑定評価	同社は、世界規模の事業用不動産サービス企業として、J-REIT における豊富な受託実績を有しています。また上場インフラファンドにおける評価実績も持っており、太陽光発電設備の価格等調査においても、資産特性を考慮した適正な評価、価格の妥当性が期待できると考え、選定しました。

（2）特定資産の価格等調査者の選定方針及び概要

該当ありません。

（3）「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」の作成者の選定方針及び概要

① 選定方針

委託業務管理規程に基づき、以下の項目を総合的に判断して決定します。

(1) 品質水準
(2) 委託先の過去の経験・実績、業界での評判、信頼度
(3) 技術力及び能力水準
(4) 納期対応能力

(5) 委託先の情報保護に関するコンプライアンス体制（当社の保有する個人データを委託業務に伴い委託先に提供する場合には、委託先企業の個人情報に関する安全管理の仕組みも含む。）
(6) 安定性（財務内容）
(7) 障害時・災害対策
(8) その他必要な事項

② 概要

本投資法人の取得予定資産に関して、「インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書」及び「インフラ投資資産の収益性に係る意見書」を作成しているものはありません。

（4）オペレーターの選定基準及び適合状況

① オペレーターの選定基準に関する事項

本投資法人又は賃借人が運用する資産のオペレーターは、以下の基準を満たす者から選定するものとします。オペレーターがオペレーター選定基準を満たさなくなったことを、オペレーターとの契約の解除事由とし、かかる場合において、本投資法人は、オペレーターの変更を検討します。

選定基準	オペレーターの選定基準
①再生可能エネルギー発電設備等（本投資法人が保有する資産の裏付けとなるこれらの資産を含み、以下「運営対象資産」といいます。）が属する種類の資産に係る運営実績	・以下の全てを満たしていることとします。 （a）商用運転を開始した当該種類の再生可能エネルギー発電設備の運営に関する実績が1年以上あること。 （b）直近事業年度における、発電事業に関係する売上高の合計が1億円以上であること。 （c）過去2年間において当該種類の再生可能エネルギー発電設備の運営に関する実績が2件以上あること。ただし、その発電出力が500kW以上で、かつ、商用運転段階において半年以上運営を継続したものに限ります。
②運営対象資産の所在する地域における運営体	・以下のいずれかを満たしていることとします。 （a） 運営対象資産が所在する地域又はその近隣に現地事務所又は委託先事務所その他の拠点が存在し、かつ、当該拠点において十分な人的・組織的体制が整備されていること。

選定基準	オペレーターの選定基準
制（人的・組織的・技術的な体制）整備の状況	（b） 前記(a)に定める拠点が存在しない場合、遠隔地の再生可能エネルギー発電設備及びその発電状況をモニタリングするための体制・システム（監視カメラ／ストリング監視を含みます。）が構築されており、運営対象資産の所在する地域において、当該種類の再生可能エネルギー発電設備が適切に運用できる技術的体制が整備されていること。
③運営対象資産が属する種類の資産の運営業務に係る社内体制（人的・組織的・技術的な体制）整備の状況	・以下の（a）から（c）までを満たしていること、また、運営業務の遂行に際しその業務の全部又は重要な一部の外部委託を行う場合（子会社に委託する場合を含みます。）には、以下の（d）を満たし、かつ、当該委託先が以下の(a)から(c)までを満たしていることとします。 （a） 運営対象資産が属する種類の資産の運営を行うために十分と認められる人員が在籍していること。具体的には、当該種類の再生可能エネルギー発電設備の運営管理業務に携わる人員が常時 5 名以上（そのうち 1 年以上の当該業務経験を有している者が 3 名以上）存在し、そのうち責任者の地位にある者は、2 年以上の当該業務経験及び当該業務に係る十分な知識を有していること。 （b） 運営対象資産が属する種類の資産の運営を行うために十分と認められるコンプライアンス体制及び内部統制体制を有していること。具体的には、(i)オペレーター又はその親会社の法定開示書類その他の公表資料により、コンプライアンス体制及び内部統制体制（運営業務の遂行にあたり必要な許認可の取得状況の確認等の体制を含みます。）の構築状況について確認できること、(ii)オペレーター又はその親会社に対するヒアリングにより、コンプライアンス体制及び内部統制体制の構築状況について確認できること、並びに(iii)再生可能エネルギー発電設備に関するクレームにつき適切に対応できる体制・能力を有していること。 （c） 運営業務の遂行状況について適示に報告を行うための体制が整備されていること。具体的には、委託業務に係る報告書について、発電設備の状況について定期的に報告を行う体制が整備されていること。 （d） 当該委託先（オペレーターの子会社である場合を含みます。）の監督について必要な体制を整備していること。具体的には、(i)再生可能エネルギー発電設備の運営に際し、運営管理業務、保守点検業務又は電気保安業務等の委託を行う場合、当該業務の委託先における業務遂行状況のモニタリングを行うための体制が整備されていること、(ii)委託先に対し、委託した業務につき定期的に書面による報告を求めることとしていること、及び、当該業務の遂行状況等につき随時報告を求めることができること、並びに(iii)前記対応が可能となるよう委託に係る契約において必要な条項が定められていること。
④財務状況	・以下の全てを満たしていることとします。 （a） 直近の連続する 2 決算期における単体の損益計算書及びかかる連続する 2 決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となっているものではないこと。ただし、かかる連続する 2 決算期における連結の損益計算書に示される経常損益については、当該対象者に完全親会社等（会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいいます。以下同じです。）がある場合は、当該対象者の最終完全親会社等（会社法第 847 条の 3 第 1 項に規定する最終完全親会社等をいいます。以下同じです。）の連結の損益計算書にて判断します。 （b）当該対象者が過去 3 年間において債務超過となっていないこと。ただし、当該対象者に完全親会社等がある場合は、当該対象者の最終完全親会社等について判断します。 （c）その他、当該再生可能エネルギー発電設備の運営・維持管理業務の遂行に関し懸念を生じさせる財務上の問題が存在しないこと。

選定基準	オペレーターの選定基準
⑤反社会的勢力の排除に関する体制	・本資産運用会社が定める反社会的勢力による被害の防止マニュアルに定める反社会的勢力でないこととするとともに、反社会的勢力との関係を排除するための体制が整備されていることとします。
⑥委託条件	・以下の全てを満たしていることとします。 （a） オペレーターとの運営の委託に関する契約（以下「オペレーター管理業務委託契約」といいます。）において設定される委託期間が、対象となる運営対象資産の運営期間に照らし合理的なものであること。 （b） オペレーターとの運営の委託に関する契約において設定されるオペレーターの中途解約権、解除権その他の条件が合理的なものであり、対象となる運営対象資産の運営期間中にオペレーターが不在となる可能性が一定程度限定されていること。

② オペレーターの選定基準への適合状況

オペレーター	選定基準①	選定基準②	選定基準③	選定基準④
エネクス電力株式会社	・太陽光発電設備の運営に関する実績は10年超あります。 ・直近事業年度における、発電事業(再生可能エネルギーを含む全ての発電事業)に関する売上高の合計は5億円です ・過去2年間において太陽光発電設備の運営に関する実績は500kw以上が15件あり、半年以上が18件、半年以下が0件の運営を継続しています。	・発電状況をモニタリングする為の遠隔監視システムを用いてオペレーション管理を実施しています。	・エネクス電力株式会社の太陽光発電設備の運営管理業務に携わる人員は常時16名在籍しており、そのうち1年以上の業務経験を有しているものが1名存在し、そのうち責任者の地位にあるものは5年超の当該業務経験及び当該業務に係る十分な知識を有しています。	・直近2期の最終完全親会社等である伊藤忠エネクスの連結の損益計算書に示される経常損益が損失となっているものではありません。 ・過去3年間において最終完全親会社等である伊藤忠エネクスは債務超過ではありません。

オペレーター	選定基準⑤	選定基準⑥
エネクス電力株式会社	・該当ありません。	・充足しています。

（5）その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

（6）ＩＲに関する活動状況

以下の基本方針に基づき、開示及びIR活動を行います。

① IRの基本方針

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用にあたり、投資家の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に情報を開示するものとし、投資家への情報開示体制を整え、これを維持するものとします。

② 適時開示

本資産運用会社は、適時開示すべき事由に該当する情報が決定又は発生した場合には、速やかに当該情報を開示します。本資産運用会社の役職員は、適時開示すべき事由に該当する事実が発生することを予見した場合には、直ちに財務経理部財務・IR担当部長と協議し、その指示を受けるものとします。財務経理部財務・IR担当部長は、当該協議を受けた場合又は適時開示すべき事由に該当する事実が発生することを予見した場合には、財務経理部長に報告し、必要に応じて直ちに適時開示資料を立案・策定し、開示するものとします。

③ IR活動

（ⅰ）投資法人のホームページによる情報提供

（ⅱ）各種説明会（決算説明会等）

・アナリスト、国内機関投資家向け決算説明会

・東証、証券会社等主催のイベントを通じた個人投資家向けセミナーや説明会

（ⅲ）投資家向け決算説明IR等

・国内機関投資家を対象に個別ミーティングを中心とした決算IR

・レンダー、債券投資家を対象とした個別ミーティング、スモールミーティング

（ⅳ）各種メディアへの対応（雑誌、新聞、Web等）

④ IR手段の概要

投資主構成等（属性別保有比率、属性別投資主数、売買高等）を踏まえ、IRターゲットにあわせたIR手段を設定します。

⑤ 適時開示体制

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用にあたり、常に投資家の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に情報を開示するものとし、投資家に開示すべき情報の集約体制を整え、これを維持するものとします。

本資産運用会社は、当社及び本投資法人の運用に関する情報が決定又は発生した場合に、これらの情報を適時、適切に投資家に開示することを目的として、適時開示規程を定めています。

適時開示の担当部署は財務経理部とし、適時開示の情報取扱責任者は、財務経理部長とします。また、適時開示における法令遵守態勢を維持し、適時開示の内容その他についてコンプライアンス上のチェックを担う責任者を、コンプライアンス・オフィサーとします。情報取扱責任者及びコンプライアンス・オフィサーは、適時開示を行うに当たり、随時法律事務所又は会計事務所等に対して必要に応じて助言を求め、法令遵守に十分留意して適時開示を行うものとします。

なお、適時開示についての本資産運用会社内のプロセスは以下のとおりです。

本資産運用会社の役職員は、適時開示すべき事由に該当する事実が発生することを予見した場合には、直ちに財務経理部長と協議し、その指示を受けるものとします。また、財務経理部長は、かかる協議を受けた場合又は適時開示すべき事由に該当する事実が発生することを予見した場合には、必要に応じて直ちに適時開示資料を立案し、策定し、開示します。なお、財務経理部長は、必要に応じて適時開示資料の草案の作成を、各部署の役職員に命じることができます。なお、適時開示資料の作成にあたっては、必要に応じて証券会社、法律事務所その他の情報開示に関して専門的知見を有する者の助言を受けるものとします。

東証適時開示（東京証券取引所が定める有価証券上場規程第1513条に基づき行う適時開示をいいます。以下同じです。）は、東証が運営する「適時開示伝達情報システム（以下「TDnet」といいます。）」を通じて開示するものとし、自主適時開示（東証適時開示の対象とならない情報で、投資家にとって有用かつ適切と判断する情報について、本投資法人及び本資産運用会社において自主的に行う開示をいいます。）は、東証適時開示に準じて開示するものとします。

（7）有価証券上場規程第 1505 条第 1 項第 2 号 c に定める適時開示に係る助言契約の有無

該当事項はありません。ただし、主幹事証券会社より推薦書が提出されています。

（8）反社会的勢力排除に向けた体制整備

- 本資産運用会社はコンプライアンス・マニュアルに規定している「反社会的勢力との関係の排除」を的確に実施するために「反社会的勢力による被害の防止マニュアル」を定め、組織全体として断固とした姿勢で対応します。
- 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」といいます。）をコンプライアンス・リスク管理室としています。
- 反社会的勢力対応部署において、反社会的勢力との関係を遮断するために、外部専門機関である公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターと平常時から緊密な連携体制を構築すると共に役職員に対して、反社会的勢力による被害の防止に関する研修を定期的かつ継続的に実施します。
- 各部の部門長は、締結した契約に暴力団排除条項が適切に記載されているかなどの反社会的勢力による被害の防止の実施状況について、毎年 1 回又は臨時に自主点検し、結果をコンプライアンス・オフィサーに報告します。コンプライアンス・オフィサーは、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行います。
- 役職員は、反社会的勢力との取引が判明した場合、又は反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談します。
- 反社会的勢力対応部署は、前項の報告・相談があった場合は、迅速かつ適切に社長に報告するとともに、社長と協議してコンプライアンス・リスク管理委員会及び取締役会を招集し、報告します。

以　上

別紙

リスク管理方針

本資産運用会社が再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産について管理するリスク、リスクの把握・認識方法、リスクリミット、リスク低減の方策（リスクへの対処方針）及びリスク発現時のリスク削減方法等については、以下のとおりです。

a. 事業リスク

i. 賃借人及びオペレーター並びにO&M業者の信用リスク

リスクの特定	・ 再生可能エネルギー発電設備等の賃借人（以下、本「リスク管理方針」において「賃借人」といいます。）の財務状況が悪化した場合、資金の不足が生じた場合又は賃借人に関して倒産手続等が開始した場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞るリスク。 ・ オペレーター若しくはO&M業者において、財務状況が悪化した場合、資金の不足が生じた場合又はオペレーター若しくはO&M業者に関して倒産手続等が開始した場合、これらの事由を原因として業務遂行能力が著しく低下し、又は業務の継続が不可能となる可能性があり、これらにより、適切な再生可能エネルギー発電設備等の管理及び運営が不可能となるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 賃貸借契約、オペレーター管理業務委託契約、O&M業務委託契約又はその他再生可能エネルギー発電設備等に関連する契約（以下、総称して「関連契約」といいます。）において、必要な情報の提供を義務付ける条項を設ける等により、賃借人、オペレーター及びO&M業者の財務に関する情報を入手し、分析することで、当該リスクを把握及び認識します。 ・ オペレーターについては、オペレーター選定基準（以下「選定基準」といいます。）に定めるオペレーターの財務状況に係る基準への適合性についても継続的にモニタリングします。
リスクリミット	・ 賃借人については、当該賃借人が締結している賃貸借契約上の賃料債務その他の重要な債務について債務不履行が生じること又はその具体的可能性が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。 ・ オペレーターについては、選定基準に定めるオペレーターの財務状況に係る基準に抵触し、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となったことをもってリスクリミットとします。 ・ O&M業者については、当該O&M業者が締結しているO&M業務委託契約上のO&M業務の提供その他の債務について重大な債務不履行が生じること又はその具体的可能性が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 賃借人については、リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合に賃貸借契約を解除し、新たな賃借人への賃貸借を行うことが可能となるよう、賃貸借契約上必要な条項を設けます。また、リスクリミットが生じるリスクを低減すべく、必要に応じて、賃貸借契約上、適正な金額の準備金の積立て、他の賃借人等による相互保証その他の賃料債務等の履行を担保するための措置を設けます。 ・ オペレーターについては、選定基準において財務状況に関する基準を設け、これを満たす信用力のあるオペレーターを再生可能エネルギー発電設備等のオペレーターとするとともに、当該オペレーターが継続的に選定基準を満たす状態を確保するようモニタリングします。 ・ O&M業者については、リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合にO&M業務委託契約を解除し、新たなO&M業者へのO&M業務の委託を行うことが可能となるよう、O&M業者に関する情報を継続的に入手します。 ・ 賃借人、オペレーター又はO&M業者の信用リスクが顕在化した場合に賃借人の変更、オペレーターの変更又はO&M業者の変更を円滑かつ迅速に行うことを可能とするため、リスクの程度に照らして必要と認める範囲内で、あらかじめ円滑な賃借人の地位の承継を行うための手続（例えば、認定事業者たる地位並びに特定契約及び接続契約における電気事業者との間の契約上の地位の移転に関する地位譲渡予約並びに当該電気事業者の承諾等）等を講じることを検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ モニタリングの結果、賃借人の信用リスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、賃借人に対して担保の提供その他の信用リスクを低減させる対策を求め、又は、賃貸借契約の解除若しくは再契約の不実施及び新たな賃借人との新たな賃貸借契約の締結等を行い、賃借人を早期に変更することを検討します。

	・ モニタリングの結果、オペレーターの信用リスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、オペレーター管理業務委託契約に基づき、自ら又は賃借人を通じて、オペレーターを早期に選定基準を満たす新たなオペレーターに変更することを検討します。 ・ モニタリングの結果、O&M 業者の信用リスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、O&M 業務委託契約の解除及び新たな O&M 業者との新たな O&M 業務委託契約の締結等を行い、O&M 業者を早期に変更することを検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

ii. オペレーター及び O&M 業者の業務遂行能力に関するリスク

リスクの特定	・ 運用資産の管理及び運営は、オペレーター及び O&M 業者の能力、経験及び知見によるところが大きいところ、必要な人員の不足や、体制の不備の発生等により業務遂行能力が著しく低下し、オペレーター及び O&M 業者が再生可能エネルギー発電設備等の管理及び運営業務を適切に実施できないこととなるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 関連契約において、必要な情報の提供を義務付ける条項を設ける等により、オペレーター及び O&M 業者の人的・組織的な体制整備の状況その他の業務遂行能力に関する情報を入手し、分析することで、当該リスクを把握及び認識します。 ・ オペレーターについては、選定基準に定めるオペレーターの業務遂行能力に係る基準への適合性について継続的にモニタリングします。
リスクリミット	・ オペレーターについては、選定基準に定めるオペレーターの業務遂行能力に係る基準に抵触し、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となったことをもってリスクリミットとします。 ・ O&M 業者については、提供業務の品質等が低下し、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となったことをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ オペレーター管理業務委託契約に、自ら又は賃借人をして本投資法人が認める者をオペレーターとするために必要な条項を設けます。 ・ 選定基準を満たす業務遂行能力のあるオペレーターを再生可能エネルギー発電設備等のオペレーターとするとともに、当該オペレーターが継続的に選定基準を満たす状態を確保するようモニタリングします。 ・ O&M 業者については、リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合に O&M 業務委託契約を解除し、新たな O&M 業者への O&M 業務の委託を行うことが可能となるよう、O&M 業者に関する情報を継続的に入手します。 ・ オペレーター又は O&M 業者の業務遂行能力に関するリスクが顕在化した場合にオペレーター又は O&M 業者の変更を円滑かつ迅速に行うことを可能とするため、賃借人とのオペレーター管理業務委託契約又は O&M 業務委託契約に本投資法人の主導によりオペレーター又は O&M 業者の交代を行うための条項を設けるほか、関連契約の契約上の地位の譲渡予約契約等を事前に締結するなど、オペレーター又は O&M 業者の業務遂行能力に関するリスクの程度に照らして必要と認める範囲で事前の対策を講じることを原則とします。
リスク発現時のリスク削減方法	・ モニタリングの結果、オペレーターの業務遂行能力に関するリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、オペレーター管理業務委託契約に基づき、自ら又は賃借人を通じて、オペレーターを早期に選定基準を満たす新たなオペレーターに変更することを検討します。 ・ モニタリングの結果、O&M 業者の業務遂行能力に関するリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、O&M 業務委託契約の解除及び新たな O&M 業者との新たな O&M 業務委託契約の締結等を行い、O&M 業者を早期に変更することを検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

iii. 再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画に係る認定が取り消されるリスク

リスクの特定	・ 固定価格買取制度の適用を受けるためには、事業計画認定を受ける必要があるところ、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないときなど再エネ特措法に基づき事業計画認定が取り消されるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、事業計画認定の取消事由の有無を調査し、事業計画認定が取り消されるリスクの有無及び程度を検証します。

	・ 事業計画認定の取消事由の発生の有無及び内容、取り消される可能性のある程度並びに取消事由解消の見込みの有無及び程度を、賃借人又はO&M業者等を通じてモニタリングします。
リスクリミット	・ 事業計画認定の取消事由が生じ、所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない状態となる等、事業計画認定が取り消される具体的なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 再生可能エネルギー発電設備等の点検及び保守を適切に行うことができるO&M業者を選任し、再生可能エネルギー発電設備等について適切なメンテナンス体制を構築及び維持するとともに、関連契約上、当該O&M業者に対して適切な点検及び保守等を義務付けることで、事業計画認定の取消事由が生じる可能性を低減します。 ・ 関連契約上、賃借人等の再生可能エネルギー発電設備等に関与するものを対象に、報告義務や対応義務等の事業計画認定の取消事由が生じることを回避するための条項を設けることで、事業計画認定の取消事由が生じる可能性を低減します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 事業計画認定の取消事由が生じた場合又はその具体的可能性が生じた場合には、賃借人若しくはO&M業者等を通じて必要な対策を実施させ、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、早期に事業計画認定の取消事由を解消することを目指します。
その他	・ 該当事項はありません。

iv. 事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化のリスク

リスクの特定	・ 再生可能エネルギー発電設備等において、設置された電気工作物等危険物や発電された電気を原因とする事故、強風等による太陽電池モジュールや風車の破損、洪水によるダム・堰の決壊等、各再生可能エネルギー発電設備特有の事故等が発生した場合、運用資産が滅失、劣化又は毀損し、一定期間の不稼働を余儀なくされるリスク。 ・ 火災、地震、液状化、津波、火山の噴火・降灰、高潮、強風、暴風雨、積雪、洪水、落雷、竜巻、土砂災害、戦争、暴動、騒乱、テロ等又は第三者による盗難、損壊行為等の不法行為若しくは動植物による被害により運用資産が滅失、劣化若しくは毀損し、その価値が悪影響を受けるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、テクニカルレポート、土壌調査に関するレポート及び地震リスク分析報告書等を取得し、耐震性能判断その他事故・災害における再生可能エネルギー発電設備等の毀損等のリスクの有無及び程度を検証します。
リスクリミット	・ 本投資法人による借入債務その他の債務の弁済に支障を及ぼすことをリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 再生可能エネルギー発電設備等の点検及び保守を適切に行うことができるO&M業者を選任し、事故・災害による運用資産の毀損、滅失又は劣化が生じた際に被害を最小化するための適切なメンテナンス体制を構築及び維持するとともに、関連契約上、当該O&M業者に対して事故・災害が発生した場合の対応を義務付けることで、運用資産の毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性を低減します。 ・ 関連契約上、賃借人等の再生可能エネルギー発電設備等に関与するものを対象に、報告義務や対応義務等の事故・災害による運用資産の毀損、滅失又は劣化が生じることを回避するための条項を設けることで、運用資産の毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性を低減します。 ・ 事故・災害による運用資産の毀損、滅失又は劣化による損害を填補するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保します。また、これらの損害を填補するために有用であるときは、EPC業者又は再生可能エネルギー発電設備等を構成する部品のメーカー等が負う保証責任又は担保責任等も活用します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 事故・災害による運用資産の毀損、滅失及び劣化が生じた場合又はその具体的可能性が生じた場合には、保険又は瑕疵担保に基づく権利行使が可能な場合にはこれを行うとともに、賃借人若しくはO&M業者等を通じて修繕その他の必要な対策を実施させ、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、早期に再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化に対応することを検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

v. 賃借人との賃貸借契約の終了に関するリスク

リスクの特定	・ 賃貸借契約が解除、解約その他の理由により終了した場合又は賃貸借契約が期間満了時に再契約されない場合に、新たな賃借人との間の新規の賃貸借契約を締結するまでの間の賃料等が得られないリスク。 ・ 賃借人を変更する場合において、既存の賃借人が、新たな賃借人へ再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定上の認定事業者たる地位並びに特定契約及び接続契約における電気事業者との間の契約上の地位等を移転させることに協力せず、又は当該電気事業者の承諾が得られないことにより、新しい事業計画認定の取得等が必要となり、当初よりも低い買取価格が適用されることとなるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 前記「i. 賃借人及びオペレーター並びにO&M業者の信用リスク」と同様の方法により把握・認識を行います。
リスクリミット	・ 賃借人を変更する場合において、新しい事業計画認定の取得等が必要となり、当初よりも低い買取価格が適用されることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合に、新たな賃借人への賃貸借を行うことが可能となるよう、賃貸借契約上必要な条項を設けます。 ・ 関連契約の契約上の地位の譲渡予約契約等を事前に締結するなど、発電事業者たる賃借人との賃貸借契約の終了リスクの程度に照らして必要と認める範囲で事前の対策を講じることを原則とします。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 賃借人との賃貸借契約が終了した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、速やかに新たな賃借人との新たな賃貸借契約の締結等を行い、賃借人を早期に変更するとともに、関連契約の契約上の地位を新たな賃借人に承継させるために必要となる対応を実施します。 ・ 賃借人を変更する場合において、新しい事業計画認定の取得等が必要となった場合には、可及的速やかに新しい事業計画認定の取得等を行い、賃借人の変更による本投資法人の収益への悪影響を最小化することを目指します。
その他	・ 該当事項はありません。

vi. EPC業者又はメーカーの破綻等に関するリスク

リスクの特定	・ 本投資法人がEPC業者又はメーカーに対して、再生可能エネルギー発電設備に関する瑕疵担保責任又は性能保証等に基づく補修や交換等を求める権利を有する場合があるところ、実際に再生可能エネルギー発電設備に関して欠陥、瑕疵等又は劣化等が生じた場合に、EPC業者又はメーカーの破綻、解散、無資力等により必要な補修や交換等を受けられず、運用資産が劣化又は毀損し、本投資法人に損失又は補修若しくは交換等の費用が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備のEPC業者又はメーカーに関する情報及びそれらの瑕疵担保責任又は性能保証等の内容を調査し、瑕疵担保責任又は性能保証等の有効期間内に必要な補修や交換等を受けられなくなるリスクの有無を調査し、検証します。
リスクリミット	・ EPC業者又はメーカーの破綻、解散、無資力等により、瑕疵担保責任又は性能保証等に基づく補修や交換等の義務の履行について、具体的に重大な悪影響が生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 前記「iv. 事故・災害による再生可能エネルギー発電設備等の毀損、滅失又は劣化のリスク」と同様の方法により再生可能エネルギー発電設備の毀損、滅失又は劣化による被害が生じる可能性を低減します。 ・ 再生可能エネルギー発電設備の劣化又は毀損による損害を填補するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険、利益保険等を付保します。 ・ 再生可能エネルギー発電設備の保守管理等の費用を保守的に見積もって修繕等の計画を作成することにより、補修若しくは交換等の費用が不足する可能性を低減します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ EPC業者又はメーカーの破綻等に関するリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、付保範囲の拡大又は修繕等の計画の見直しその他の善後策を検討し、将来の本投資法人の収益及び費用への悪影響を最小化するための方法について検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

vii. 境界の未確定のリスク

リスクの特定	・ 事業用地の境界に関して、紛争が生じ、境界確定の過程で敷地の面積が減少する等により発電所敷地の面積や形状が変動することによって再生可能エネルギー発電設備の撤去又は移動等が必要となり、又はこれらの結果として、本投資法人に紛争や再生可能エネルギー発電設備の撤去又は移動等に対応するための費用や賠償責任が生じ、再生可能エネルギー発電設備等に係る収入が減少し、又は事業用地の処分の際に境界未確定の事実が障害となるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、その事業用地の境界の確定状況や再生可能エネルギー発電設備の形状等を調査し、境界の未確定のリスクの有無及び程度を検証します。
リスクリミット	・ 事業用地の境界未確定に起因して、当該運用資産に関して、本投資法人に再生可能エネルギー発電設備等の運用が不可能若しくは著しく困難となる程度の重大な損失若しくは多額の費用が生じる等の重大な悪影響が生じる現実的危険が存在すること、又は当該再生可能エネルギー発電設備等の処分が困難となる具体的なおそれが存在することをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	原則として、隣地との間の境界が確定している再生可能エネルギー発電設備に投資し、境界が確定していない再生可能エネルギー発電設備については、境界の未確定に伴うリスクが限定的(注)であると判断できる場合に限って投資を行うことで、境界未確定のリスクによる悪影響が生じる可能性を低減します。 (注) 「リスクが限定的」とは、再生可能エネルギー設備が公道と接道してその維持、管理に支障がなく、かつ、以下のいずれかに該当する場合をいいます。 1. 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号。その後の改正を含みます。）に基づく地積調査が完了している場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている再生可能エネルギー発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。 2. 当該境界について現況測量が実施されており、かつ、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じていない場合。 3. 当該境界と再生可能エネルギー発電設備との間に十分なバッファー（間隔）がある場合において、隣地所有者の属性、隣地所有者と当該敷地の現所有者との関係及び当該敷地に設置されている再生可能エネルギー発電設備に対する隣地所有者の認識その他の状況を総合的に勘案し、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。（「境界と再生可能エネルギー発電設備との間に十分なバッファー（間隔）がある場合」に該当するか否かは、本資産運用会社の社内規則に基づき、境界とフェンス、アレイその他の設備との距離並びに境界部分及びその周辺の地形その他の状況を総合的に勘案して判断します。かかる文脈における「境界」とは、公図、現地の状況、周辺の境界標等を勘案して境界が存在すると推測される箇所をいいます。） 4. 当該境界について境界確定を行うことが実務上難しい場合であって、隣地の所有者又は管理者から境界に関する指摘がなされておらず、隣地所有者との間で境界に関する紛争が生じる可能性が低いと判断できる場合。なお、再生可能エネルギー発電設備の取得にあたって、原則として、当該隣地の所有者に対して、境界に関する問題を認識しているか否かの確認を行います。再生可能エネルギー発電設備に係る売買契約において、境界未確定の部分においてフェンス、（太陽光発電設備等の場合においては）アレイその他の設備が隣地に越境していることが判明した場合、当該設備の移設その他越境の解消に要する費用を売主に負担させることが合意されており、境界未確定のリスクが発現した場合においても本投資法人が損害を被るおそれが限定的と判断できる場合。なお、売主に対して費用請求できる期間については、一定の制限（原則として、2 年間を下限とします。）を設けることができるものとします。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 事業用地の隣接地所有者等から境界に関する苦情やクレームがなされる等、境界に関する紛争が生じる懸念が生じた場合には、賃借人若しくは O&M 業者等を通じて早期に対応し、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、紛争及びこれに伴う本投資法人に発生する費用や損失等の発生可能性や程度を最小化することを目指します。
その他	・ 該当事項はありません。

b. 市況、景気、需要変動リスク

i. インフレにより再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギーを変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の買取価格の価値が実質的に低下することによるリスク

リスクの特定	・ 固定価格買取制度のもとでは、再生可能エネルギー電気の買取価格は、調達期間にわたり固定されているため、インフレにより他の物価が上昇した場合、かかる買取価格の価値が実質的に低下し、再生可能エネルギー発電設備の価値が実質的に低下するリスク。
リスクの把握・認識方法	・ インフレに関する経済動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット	・ インフレによって再生可能エネルギー電気の買取価格の価値が実質的に著しく低下したことをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合の対策として、新しい事業計画認定の取得や再生可能エネルギー電気の販売先の変更、低額の買取価格が適用される既存の運用資産の売却等の対策が早期に実施できるよう、対策を事前に検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ インフレが生じた場合には、再生可能エネルギー電気の買取価格が相当程度上昇しているときは、新しい事業計画認定の取得や再生可能エネルギー電気の販売先の変更等により、より高額での再生可能エネルギー電気の売却方法を検討する等について検討し、インフレの影響の低減を目指します。また、低額の買取価格が適用される既存の運用資産の売却によるリスクの低減についても検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

ii. 借入れ及び投資法人債の金利に関するリスク

リスクの特定	・ 借入時及び投資法人債発行時の市場動向等によって金利水準が上昇した場合や、変動金利の場合はその後の市場動向等により金利が上昇した場合に、利払額が増加し、固定価格買取制度のもとでは、再生可能エネルギー電気の買取価格が調達期間にわたり固定され、本投資法人の基本的な収益が上昇する可能性が低い結果、当該利払額増加により本投資法人の収益に悪影響が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 金利水準の変動を中心とした経済動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット	・ 日本相互証券株式会社の公表する新発 10 年国債利回りの各営業日の終値が 60 営業日連続で 1%を超える金利環境となった場合をもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 金利変動リスクの軽減を図るため、本投資法人の資産規模及び資本効率性等を勘案しつつ、中長期的には、長期・短期の借入期間、固定・変動の金利形態等のバランスを図ります。なお、リスクリミットへの抵触の有無にかかわらず、金利環境の変化に応じて、金利スワップ契約又は金利キャップ契約等を締結することにより変動金利の実質的固定化を図る場合があります。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 原則として、金利スワップ契約又は金利キャップ契約等を締結することにより変動金利の実質的固定化を図ります。
その他	・ 該当事項はありません。

iii.　新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

リスクの特定	・ 新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができず、その結果、予定した資産を取得できなくなる等の悪影響が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 本投資口の市場価格、本投資法人の経済的信用力、金利情勢、インフラファンド市場その他の資本市場の一般的市況その他の要因として合理的と判断される市場の各種指標（東証 REIT 指数、LIBOR 又は TIBOR を含みますが、これに限られません。）を継続的に調査し、本投資法人による資金の調達が困難であると予想される時期における資金需要をあらかじめ予想してリスクを把握・認識します。

リスクリミット	・ 有利子負債比率（以下「LTV」という。）は、原則として70%を上限とします（ただし、新たな資産の取得に伴い、一時的に70%を超えることがあります。）。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 有利子負債合計額の規模等を勘案しつつ、中長期的には、返済期限や調達先の分散を図るほか、機動的な資金調達を目的として事前の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結等を必要に応じて検討します。 ・ 物件取得や借入れに際しては、エクイティによる資金調達が困難な場合でも、必要な資金調達に支障が生じないよう配慮します。 ・ これらの財務戦略に沿った資金調達を可能とする資産のポートフォリオを構築することを目指します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 分析した市場動向等に照らし、本投資法人の資金需要を、新投資口の発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達以外の方法での資金調達によっては満たすことができないと予想された場合には、早期に追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結等を行うように努めます。
その他	・ 該当事項はありません。

iv. 技術革新等により、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備の需要が低減するリスク

リスクの特定	・ 技術革新等により、発電の変換効率が向上する等して従前よりも発電コストが低下する等した結果、本投資法人の保有する再生可能エネルギー発電設備の価値が相対的に下落等するリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発表する公開情報等により情報を収集し、発電設備の技術革新等について把握・認識します。
リスクリミット	・ 本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備の資産価値が無価値となることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 本リスクについては、最終的には流動性リスクに収斂されるため、別個の管理対象とはせず、後記「d. 流動性リスク」において管理を行います。
リスク発現時のリスク削減方法	
その他	

c. 特定需要者（電気事業者及び発電事業者）の需要リスク・信用リスク（利用者限定リスク）

i. 電気事業者の需要リスク・信用リスク

リスクの特定	・ 現行の電気事業者による特定契約が何らかの理由により終了した場合に、当該再生可能エネルギー発電設備が特定の需要しか対応することができず、他の電気事業者との間で新たな特定契約を締結できないリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 固定価格買取制度のもとでは、電気事業者は、調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する特定契約の締結が義務付けられており、現行の電気事業者による特定契約が何らかの理由により終了したとしても、他の電気事業者との間で特定契約の締結を求めることができるため、制度上、需要者（利用者）は限定されていません。したがって、本リスクについては、固定価格買取制度が変更された場合に生じるリスクであると判断されることから、別個の管理対象とはせず、後記「e. 制度変更リスク」において管理を行います。
リスクリミット	
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	
リスク発現時のリスク削減方法	

その他	

ii. 発電事業者の需要リスク・信用リスク

リスクの特定	・ 本投資法人は再生可能エネルギー発電設備等を賃貸して運用するところ、再生可能エネルギー発電設備等を賃借して運用する発電事業者を確保できず、再生可能エネルギー発電事業ができないリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備等について、調達期間中及び調達期間経過後の賃貸借実施の可能性について調査し、検証します。
リスクリミット	・ 調達期間中賃貸借契約を継続して締結できる見込みがたたない状態となることをもってリスクリミットとします。なお、賃借人の変更のために一時的に賃貸借契約が締結できないことは、かかるリスクリミットに抵触しないものとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 調達期間及び賃借人の信用力等を勘案の上、賃貸借契約の契約期間を長期にし、かつ、賃借人の選択による同契約の解約を制限するか、又は契約期間が短期であっても、本投資法人の選択により強制的に再契約を可能とする等により長期に賃貸借契約が存続する蓋然性を高めます。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 賃貸借契約の解除若しくは再契約の不実施及び新たな賃借人との新たな賃貸借契約の締結等が必要となった際には、スポンサー・サポート契約に基づくサポートを活用する等により、早期に新たな賃借人を確保することに努めます。
その他	・ 該当事項はありません。

d. 流動性リスク

i. 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスク

リスクの特定	・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の取引市場は未成熟であり、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の流動性は低い状況にあるため、必ずしも処分を希望した再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分することができるとは限らず、また、処分が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で処分できないリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を取り巻く経済的状況や取引市場の成熟状況等に注視することにより当該リスクを把握・認識します。 ・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産について、将来の処分を困難とする事象の有無及び程度を調査し、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスクの有無及び程度を検証します。
リスクリミット	・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分する必要が認められるにもかかわらず、当該処分を適時に適正価格で実行することができない可能性が存在し、これを処分時に解消できる見込みがたたない等、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を適切に処分できない具体的かつ重大なおそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分の必要性の程度に照らし必要と認める範囲で、事前に再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分の可能性について検討を行います。 ・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に関する取引市場又は具体的取引事例に関する情報を継続的に収集し、適切な売却時期及び適切な売却条件での売却が可能となるよう努めます。 ・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の権利関係等について、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の将来の処分を制限する可能性のある事象が存在する場合には、当該再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分の可能性も考慮の上、事前の対策を講じることについても検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分以外の資金調達の方法や運用方法を検討し、当該リスクによる本投資法人への悪影響を回避する手段を実施するよう努めます。

その他	・　運用ガイドラインに定める売却方針として、原則として短期的な資産の売却は行いません。

ii. 資金繰りに悪影響を及ぼすリスク

リスクの特定	・　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の流動性は低い状況にあるため、本投資法人の希望する時期に再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分が行えず、本投資法人の資金繰りがつかなくなるリスク。
リスクの把握・認識方法	・　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の流動性については、前記「i.　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスク」と同様の方法により把握・認識を行います。 ・　本投資法人の有利子負債を中心に、本投資法人が負担する債務の弁済期、借入れの借換えの可能性や借換え時の条件等、新投資口の発行や投資法人債の発行による資金調達の可能性や資金調達時の条件等を把握し、当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット	・　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の流動性に関するリスクリミットについては、前記「i.　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスク」と同様とします。 ・　LTV は、原則として 70%を上限とします（ただし、新たな資産の取得に伴い、一時的に 70%を超えることがあります。）。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の流動性に関するリスク低減の方策については、前記「i.　再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を処分できないリスク」と同様とします。 ・　有利子負債合計額の規模等を勘案しつつ、中長期的には、返済期限や調達先の分散を図ります。また、元金均等弁済の返済方法を採用する場合には、毎期の元金返済額につき、投資資産に係る平均残存買取価格固定期間と同等以上の実質返済年限での均等弁済となるよう努めるものとします。 ・　LTV の水準等、有利子負債の返済計画も考慮して、新投資口の発行を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・　資金繰りへの悪影響を与える事象の発生が見込まれる場合には、早期に新投資口の発行、追加の借入枠設定又は随時借入れ予約契約の締結等を行うように努めます。
その他	・　該当事項はありません。

e. 制度変更リスク

i. 固定価格買取制度の変更又は廃止に関するリスク

リスクの特定	・　固定価格買取制度を取り巻く情勢の変化により、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、発電事業自体は継続できるとしても、従前と同様の条件で安定的かつ継続した売電収入を得ることができなくなり、又は、新たな規制を遵守するために再生可能エネルギー発電設備等の運営・維持管理に要する費用等が増加等するリスク。
リスクの把握・認識方法	・　法制度の改正動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット	・　法制度の変更により採算性その他の経済的条件が変化し、発電事業の継続可能性が失われる具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・　新たな制度をできるだけ早期に把握し、対応方法を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・　事業に悪影響を与える制度改正が見込まれる場合には、新しい制度に適合する新しい事業モデルを早期に検討します。
その他	・　該当事項はありません。

ii.導管性の維持に関するリスク

リスクの特定	・ 上場インフラファンド市場を取り巻く情勢の変化により、本投資法人について導管性が認められる要件に関して、現在の制度が変更又は廃止され、かかる変更又は廃止の結果、導管性要件を満たすことができない営業期間が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 法制度の改正動向に注視することにより当該リスクを把握・認識します。
リスクリミット	・ 法制度の変更により採算性その他の経済的条件が変化し、本投資法人の資産運用の継続可能性が失われる具体的おそれが生じることをもってリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 新たな制度をできるだけ早期に把握し、対応方法を検討します。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 新しい制度に適合する新しい事業モデルを早期に検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

f. 共同投資者に係るリスク

リスクの特定	・ 本投資法人が他の投資者と共同して再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に投資を行う場合に、他の共同投資者の意向等に影響を受けることにより、運用資産の収益状況等が変動し、本投資法人に悪影響が生じるリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、共同投資者との間の合意書等により、あらかじめ本投資法人に重大な悪影響が生じるおそれがある共同投資者の権利がないことを確認する等、共同投資者に係るリスクの有無及び程度を検証します。 ・ 取得する権利が共有持分の場合、取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、運用ガイドラインに定めるデュー・ディリジェンス基準に基づき、他の共有者の属性、共有者間協定書の有無、共有物分割請求権及び共有物分割等に関する措置について、その適切性を確認します。
リスクリミット	・ 他の共同投資者の意向によって、再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運用又は運営方法等が決定されることにより、本投資法人に重大な悪影響が生じ、当該共同投資に係る再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の処分等その他の対策により所定の期限内にこれを解消できる見込みがたたない事態となる具体的なおそれが生じることをリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ リスクリミット又はこれに準じた事態が生じた場合に本投資法人の権利又は利益が適切に保護されるよう、本投資法人が他の投資者と共同して運用資産に投資を行う際の共同投資者との間の合意書等上必要な条項を設けるよう努めます。 ・ 共同投資者の意向等を継続的にモニタリングします。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 共同投資者に係るリスクが発現した場合又はその具体的可能性が生じた場合には、当該運用資産の処分又は共同投資者の再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産に対する権利を取得することを検討します。
その他	・ 本リスクについては、共同投資者が存在する場合に限り、管理を行います。

g. その他のリスク

i. 利益相反に関するリスク

リスクの特定	・ 本投資法人は、資産運用活動を通じて、スポンサー・グループその他の利害関係者との間で取引を行う際に、スポンサー・グループその他の利害関係者の利益を図るため本資産運用会社が本投資法人の利益に反する行為を行うリスク。 ・ 本投資法人又は本資産運用会社とスポンサー・グループとが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じるリスク。
リスクの把握・認識方	・ 投信法、金融商品取引法等の法令及び利害関係者取引規則等の社内規則に従います。

法	
リスクリミット	・ スポンサー・グループその他の利害関係者との間の取引については、法令及び利害関係者取引規則等の社内規則に適合する範囲をリスクリミットとします。 ・ 本投資法人又は本資産運用会社とスポンサー・グループとの競合については、リスクリミットは設けません。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ スポンサー・グループその他の利害関係者との間の取引は、法令及び利害関係者取引規則等の社内規則に適合する範囲に限ってこれを行うこととします。 ・ スポンサーに対し、スポンサー・サポート契約に基づき本投資法人に対する出資を行うことを要請し、本投資法人と利害を一致させることによって、本投資法人の投資主に不利益となる取引を行うインセンティブを軽減します。 ・ 本投資法人又は本資産運用会社とスポンサー・グループとの競合については、スポンサー・グループとの継続的な連携を図り、相互に補完し、互いの価値向上に寄与する協力体制を構築することで、競合によるリスクの低減を図ります。具体的には、スポンサー・グループが、(i)比較的ハイリスクからミドルリスクの再生可能エネルギー発電設備等の開発の役割及び(ii)本投資法人の再生可能エネルギー発電設備等を含むグループ保有物件の管理の役割を担うことを主たる業務とし、本投資法人が、稼働後の再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産を適切な売買条件で取得し、運用することにより、比較的ミドルリスクからローリスクの再生可能エネルギー発電設備・不動産関連資産の運用の役割を担うことを主たる業務とすることによる競合によるリスクの低減を図ります。
リスク発現時のリスク削減方法	・ 利益相反取引を行うこととなる場合には、法令及び社内規則等に従い、手続面及び実体面の双方から、取引内容を検証し、適切な取引が行われるようにします。 ・ 新たな競合が生じた場合等必要な場合には、スポンサー・グループとの継続的な連携を図り、役割の分担その他の手法によるリスクの削減を検討します。
その他	・ 該当事項はありません。

ii.再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスク

リスクの特定	・ 本投資法人が保有する再生可能エネルギー発電設備の設置又は保存の瑕疵によって他人に損害を与えた場合に、本投資法人が当該瑕疵のある再生可能エネルギー発電設備の所有者として当該他人に対して賠償責任を負うリスク。
リスクの把握・認識方法	・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備の瑕疵の有無及び程度等を調査し、再生可能エネルギー発電設備の工作物責任に関するリスクの有無を調査し、検証します。 ・ 関連契約において、必要な情報の提供を義務付ける条項を設ける等により、再生可能エネルギー発電設備の瑕疵に関する情報を入手し、分析することで、当該リスクを把握及び認識します。 ・ 取得時のデュー・ディリジェンスにおいて、取得する再生可能エネルギー発電設備に関する瑕疵担保責任の内容を調査し、瑕疵担保責任が追及可能な範囲を調査し、検証します。
リスクリミット	・ 再生可能エネルギー発電設備の瑕疵に基づく損害賠償義務の負担その他により、本投資法人の運用に重大な悪影響を生じさせることをリスクリミットとします。
リスク低減の方策（リスクへの対処方針）	・ 再生可能エネルギー発電設備の点検及び保守を適切に行うことができるO&M業者を選任し、再生可能エネルギー発電設備に瑕疵が生じた際に被害を最小化するための適切なメンテナンス体制を構築及び維持するとともに、関連契約上、当該O&M業者に対して瑕疵が発生した場合の対応を義務付けることで、再生可能エネルギー発電設備の瑕疵による被害が生じる可能性を低減します。 ・ 本投資法人が当該瑕疵のある再生可能エネルギー発電設備の所有者として当該他人に対して賠償責任を負う場合の損害を填補するため、運用ガイドラインに定める付保方針に従い、損害保険等を付保します。

リスク発現時のリスク削減方法	・ 再生可能エネルギー発電設備の瑕疵であって、工作物責任を生じさせる可能性があるものが生じた場合又は工作物責任を負担する具体的可能性が生じた場合には、保険又は瑕疵担保に基づく権利行使が可能な場合にはこれを行うとともに、賃借人若しくはO&M業者等を通じて修繕その他の必要な対策を実施させ、又は必要と判断する対策を自ら実施することで、早期に運用資産の瑕疵に対応することを検討します。
その他	・ 該当事項はありません。